

# 明治期曹洞宗における滝谷琢宗禅師考

川 口 高 風

## 一 禅師の活躍した時代と伝記資料

明治期の曹洞宗は、横関了胤氏によると五期に分けられる。<sup>(1)</sup> それによれば、

明治元年——同四年	混沌期
同五年——同二十四年	兩山協調期
同十五年——同二十七年	兩山乖離期
同二十八年——同三十四年	革正期
同三十五年——同四十五年	整備期

となる。明治元年より同四年迄の混沌期は、明治新政府による宗門制度を整備するための準備期で、関三刹の執政より両大本山の親政に移る過渡期であった。同五年より同二十四年迄は両本山一体の行政で、東京にその出張所を設けて宗務を行い、曹洞宗務局の組織なども改正して整備された。

ところで、滝谷琢宗禅師(以後、禅師と略称する)は天保七年十二月二十二日に越後国中魚沼郡仙田村(現在、新潟県中魚沼郡川西町)の小川家に誕生し、明治三十年一月三十日に六十二才で示寂した。禅師の活躍した時期は横関氏の分類

によれば、明治五年より同二十四年迄の両山協調期であり、ひいていえば、両山協調期を作りあげた人物といつても過言ではないのである。そこで、禅師の伝記をながめてみると、禅師伝の基本資料について考えてみると、大正八年十月に随徒の石月無外が編輯し住職地大広寺（新潟県中頸城郡板倉町）より発行した『真晃断際禅師遺録』が第一である。本書は禅師二十三回忌を迎えるにあたり、約三十年間隨身した石月氏が編輯したもので、末尾には大内青巒による「勅特賜真晃断際禅師伝」が付されている。また、本書のベースとなつたものの一つに横関了胤旧蔵で、現在愛知学院大学附属図書館横関文庫に蔵する禅師自筆の「滝谷琢宗禅師遺稿」がある。この遺稿は、禅師自身が付けた題ではないが、内容は禅師のメモともいえる抜書や語録の草稿である。横関氏は、本遺稿を参照しながら昭和三年八月より「琢宗禅師の前半生」（「洞上公論」第四十四号）を発表したが、「洞上公論」第四十九号（昭和四年一月発行）より「史伝 琢宗禅師」と改題して禅師の全面目を紹介しており、研究書では最もまとまったものである。

次に禅師の略伝をあげたものは、示寂後直ちに紹介された「宗報」第四号（明治三十年二月）の「越本山六十三世真晃

断際禅師魯山琢宗和尚御履歴」がある。しかし、このベースは最乗寺（南足柄市大雄町）に蔵する「最乗寺独住住山記」に所収されている「同第三世魯山琢宗和尚」であろう。これは、禅師の後輩である星見天海が発願して最乗寺独住世代の伝記を後世に残すため記したもので、本書の序文は、禅師が撰している。しかも、その伝記は禅師自身が記し、示寂後は、星見師が繼承して記したものである。その後、最乗寺の寺史である『大雄山誌』は明治四十五年五月（荻須梅信編）と昭和三十六年三月（伊藤峰宗編）に刊行されているが、両誌の禅師伝を対照してみると異年説があり、明治四十五年版は「最乗寺独住住山記」の禅師伝を見ていいなかつたものと思われる。さらに、明治四十五年版の伝記が『曹洞宗全書』年表（昭和十年十月 曹洞宗全書刊行会）にとりあげられているため、後に禅師伝の異説が生まれてきたのである。

ところで、略伝とともに禅師の人物評を紹介したものに、村上泰音「禅師琢宗」（明治三十二年七月 「和融誌」第二十九号より）と来馬琢道「滝谷琢宗」（明治三十二年九月「仏教」後に『体験的街頭の仏教』所収）がある。両稿はともに、宗教家、事業家としてとりあげられているため、当時

の宗門人から厳しく評されているのである。また、生前中に評されたものには、伊東洋二郎『仏教各宗高僧品評』（明治十九年八月 伊東洋二郎）や山岸安次郎『洞上高僧月旦』（明治二十六年十二月 古香書院）などもあり、今後の活躍に期待がかけられているのであった。

一方、出身地の地方史研究書にもとりあげられている。石原信『中魚沼郡風土志』（大正元年十月 石原信）、坂口五峰『北越詩話』（大正七年十一月 日黒書店）、『中魚沼郡誌』（大正八年十二月 中魚沼郡教育会）、『新潟県大百科事典』（昭和五十二年一月 新潟日報事業社）を始め町合併三十周年記念事業の一環として新潟県中魚沼郡川西町の町史編纂室より『町史こぼれ話』第一集（昭和五十六年十一月）、第六集（昭和五十九年十一月）が刊行され、郷土の高僧として紹介されているのである。

禅師の略伝を研究する上で、ベースとなる資料はここにあげたものであるが、その他に永平寺に蔵する文書や生家小川家蔵の文書、それに曹洞宗務局より全国末派寺院へ普達された「曹洞宗務局普達全書」「宗報」、さらに大内青巒が発刊した「明教新誌」なども基礎的資料といえるものである。その後、「傘松」誌上でとりあげられたり横関了胤『曹洞宗百年

のあゆみ』（昭和四十五年一月 曹洞宗宗務厅）、笛岡自照『続永平寺雑考』（昭和五十一年三月 古径莊）、熊谷忠興『永平寺年表』（昭和五十三年四月 歴史図書社）、『永平寺史』（昭和五十七年九月 大本山永平寺）などでも紹介されている。

## 二 禅師伝の年譜

禅師の伝記を理解し易くするため、その時代と年令を分けてながめてみると、

- 一 誕生と幼少年時代 天保七年（一八三六）一才より
- 二 出家と参学時代 弘化四年（一八四七）十一才より
- 三 梅檀林掛錫時代 嘉永六年（一八五三）十八才より
- 四 首先地正円寺十九世時代 元治元年（一八六四）二十九才より

- 五 大蔵経閲覧時代 慶應二年（一八六六）三十一才より
- 六 英林寺二十二世時代 明治三年（一八七〇）三十五才より
- 七 慈光寺四十二世時代 明治五年（一八七二）三十七才より
- 八 能本山出張所、曹洞宗務局執事時代 明治九年（一八

七六) 四十一才より

九 最乗寺独住三世時代 明治十六年（一八八三）四十八才

十 永平寺六十三世時代 明治十八年（一八八五）五十才より

十一 永平寺退隱時代 明治二十五年（一八九二）五十七才より

十二 隠寮において示寂 明治三十年（一八九七）六十二才

となる。次に、年譜形式で禪師伝を紹介してみよう。

年号	西暦	世寿	行状
天保七年	一八三六	一才	十二月二十二日、越後國中魚沼郡仙田村（現在、新潟県中魚沼郡川西町）に、小川六左衛門とすな の次男として誕生する。幼名を五（伍）三郎という。（十二月二十三日誕生、長男の説あり）
嘉永元年	一八四八	十三才	四月八日、真福寺（新潟県刈羽郡小国町）二十一世貫明祖珊について剃髪する。魯山琢宗と称す。 (弘化四年（一八四七）八月二十八日、真福寺十九世東江祖伝について稚髪する説あり)
嘉永二年	一八四九	十四才	冬、長福寺（新潟県刈羽郡小国町）巨海の初会に首先安居する。
嘉永六年	一八五三	十八才	三月十八日、初めて江戸に出て、吉祥寺（梅檀林）学寮へ掛錫する。
安政六年	一八五四	十九才	冬、梅檀林において道誼頭となる。神龍寺（土浦市文京町）へ出会い『仏祖三経』を講ずる。
万延元年	一八五九	二十四才	冬、正因寺（鴨川市打墨）十二世真應、齡準の初会において立身する。助化師は、吉祥寺の大訥愚禪 であったが八月に遷化されたため、代つて辻顯高が勤めた。本年、畔上牒仙の後の梅檀林越後寮主 となる。（越後寮主となるのは、文久元年（一八六一）の説あり）
文久元年	一八六〇	二十五才	二月より元治元年（一八六四）九月迄、梅檀林学寮にいる。その間、同学寮長を勤める。夏、普門 院（新潟県北魚沼郡守門村）の南木国定の初会に出会する。七月二十八日、真福寺二十二世大圓俊 道の室に入つて法を嗣ぐ。
一八六一	二十六才		夏、円明寺（新潟県北魚沼郡守門村）の心長の初会に出会する。十月八日、大本山永平寺において 出世転衣し、ついで上京して同月二十七日、参内して御綸旨を受ける。

文久二年	一八六二	二十七才	七月二十六日、父（普翁常輝居士）亡くなる。詰役当番で梅檀林に留録し、冬、『正法眼藏私記』を筆写する。同冬、宝積寺（大宮市大字深作）へ出会する。
文久三年	一八六三	二十八才	夏、興隆寺（長野県下高井郡山ノ内町）畔上棟仙の初会に出会する。冬、本師の真福寺二十二世大圓俊道の初会に出会し補佐する。
元治元年	一八六四	二十九才	前年十二月より病み、五月に全愈する。それ以来、蘇翁とも号する。十一月六日、正円寺（新潟県北魚沼郡小出町）十九世に首先住職する。
慶応元年	一八六五	三十才	梅檀林越後寮主を辞す。二月より翌年七月迄、天徳院（金沢市小立野）の梅崖奕堂に随侍する。それ以前には、豪徳寺（東京都世田谷区豪徳寺）の寂潭俊龍、海藏寺（小田原市早川）の月潭全龍の大願を起し、檀徒の宮原藤平、中島元右衛門両氏が肥娯山麓に庵を結ぶ。「肥娯林記」を記す。明治三年二月迄前後五年間閲蔵する。
慶応二年	一八六六	三十一才	正月二十五日、大聖寺（飯山市飯山）の嶽尾泰忍より後董の請を受けるが謝絶する。三月、正円寺住職を退隠する。夏、妙巖寺（豊川市豊川町）靈龍の結制に出会する。助化師は梅崖奕堂である。七月十六日解制後、伊勢参りへ行き、八月二十日、師寮寺（真福寺）へ帰る。九月、大藏經閲覧の大願を起し、檀徒の宮原藤平、中島元右衛門両氏が肥娯山麓に庵を結ぶ。「肥娯林記」を記す。明治三年二月迄前後五年間閲蔵する。
慶応三年	一八六七	三十二才	肥娯山麓の草庵で閲蔵する。生活は「肥娯林日鑑」に詳しく述べる。三月、「譚集」序を記す。
明治元年	一八六八	三十三才	終年、閲蔵する。
明治二年	一八六九	三十四才	終年、閲蔵する。十月頃より真福寺十九世東江祖伝病臥となり、一時、閲蔵を中止して専ら看護に尽くす。十一月十二日、東江祖伝遷化する。（横関了胤氏は東江祖伝を授業師としている）
明治三年	一八七〇	三十五才	三月二十日（二十三日）、村松藩主の命により英林寺（新潟県中蒲原郡村松町）二十二世に住職する。夏、福厳寺（新潟県中蒲原郡村松町）二十三世靈淵智源の助化師を勤める。九月二十二日、梅崖奕堂の総持寺晋山の山門疏を起稿する。冬、英林寺において初会を修行する。
明治四年	一八七一	三十六才	夏、長福寺（新潟県刈羽郡小国町）正海の初会に助化する。五月、福昌寺（柏崎市山室）円成の授戒会の戒師となる。冬、永谷寺（新潟県中蒲原郡村松町）正元の初会に助化する。十二月三日、慈

明治五年	一八七二	三十七才
明治六年	一八七三	三十八才
明治七年	一八七四	三十九才
明治八年	一八七五	四十才
明治九年	一八七六	四十一才

光寺（新潟県中蒲原郡村松町）四十二世に転住する。  
 二月二十四日、慈光寺晋山式を挙行する。三月、総持寺の梅崖奨堂に随従し、教部省詰を命ぜられる。四月十七日、慈光寺を出発し同月二十日、総持寺東京出張所へ到着する。同月二十八日より毎日教部省へ詰める。同月二十九日、教導職の権訓導に補任される。六月二十三日、中講義に補任される。七月、教部省詰を依願被免する。八月、新潟、柏崎、両県へ派出し創開説教を命ぜられる。九月三日より五日迄、法音寺（新潟市西堀通り三番町）、同月十日より十二日迄、香積寺（柏崎市西本町）において説教する。冬、清岩寺（三条市塚ノ目）直指の初会に助化する。十二月、新潟県庁より教導職管事を命ぜられる。本年、太政官第二六五号布告により、苗字を設ける際、慈光寺の村名より滝谷を姓とする。

三月三十日、権大講義に補任される。夏、万福寺（新潟県西蒲原郡巻町）悦龍の初会に助化する。五月、置賜、山形、秋田三県へ派出巡教を命ぜられる。十月、総持寺代理として、総持寺東京出張所詰を命ぜられる。十一月十九日、大講義に補任される。十二月、総持寺東京出張所監院を命ぜられる。

四月四日、権少教正に補任される。七月、神仏合併大教院（増上寺内）の庶務係（議事）を命ぜられる。

五月三日、曹洞宗務局、青蔭雪鴻と琢宗を宗務局監院に命じ布達する。同月、山林事件にて慈光寺へ帰山し、八月再び上京する。八月二十八日、慈光寺を退休し、専ら総持寺出張所並びに曹洞宗務局詰となつて宗務に専心する。九月二十五日、少教正に補任される。十一月、曹洞宗務局執事を命ぜられ、同月十五日より二十四日迄開かれた第一次末派総代議員会議において、宗務匡整を演説する。

一月七日、宗務局事務を開くにあたり、青蔭雪鴻とともに第一号決議歳費定額、第二号究竟節儉歳費見積りを両本山猊下に呈する。九月二日より二十九日迄の隔日に曹洞宗専門本校（栴檀林）へ出張し「參同契」「宝鏡三昧」を講述する。九（十）月二十六日、琢宗の発案により教会条例を発布

して曹洞教会を組織する。十一月十三日、中教正に補任される。

総持寺出張所並びに曹洞宗務局は青松寺（東京都港区愛宕）境内を借用していたが、移転するべく考え、琢宗は購買係主任として折衝する。

一月十（二十）日、曹洞宗務局、青松寺境内より東京府下第二大区第小区芝栄町一番地へ移転する。十月より総持寺出張所の新築に着手し、十二月二十八日に仮移転する。

明治十年	一八七七	四十二才
明治十一年	一八七八	四十三才
明治十二年	一八七九	四十四才
明治十三年	一八八〇	四十五才
明治十四年	一八八一	四十六才
明治十五年	一八八二	四十七才
明治十六年	一八八三	四十八才

総持寺貫首選挙に、能本山代表として投票審査委員となる。琢宗は最高点であったが辞し、二月二十六日、畔上模仙総持寺貫首に就任する。琢宗、模仙の補佐を行う。十二月一日、両本山貫首より明年開設される第二次末派総代議員会議の議目立案を命ぜられる。

十月十一日より二十五日迄、第二次末派総代議員会議が開催される。十月、大病に罹る。五月八日、護法会（琢宗の計画した宗門百年の財政独立策）を創設する。末派に護法会設立趣意書を發布する。五月十七日、護法会金員取扱人交渉のため、大阪の鴻池、阿波の久次米両家に派遣される。七月、埼玉、群馬、長野、新潟四県下へ護法会勧募派出を命ぜられる。十月十日、護法会總轄及び宗務局顧問を命ぜられる。十一月より護法会事務を開始する。本年、青蔭雪鴻などとともに、『正法眼藏却退一字參』の版木を宗務局が購入し、不足十三枚を補刻して曹洞宗大学林へ寄贈する。

五月上浣、大内青巒纂輯『糺門事物紀原』序を記す。五月三十一日、護法会統轄及び宗務局顧問を命ぜられる。（「宗報」第四号説）十（十一）月一日、最乗寺（南足柄市大雄町）独住三世に就く。十

明治期曹洞宗における滝谷琢宗禪師考（川口）

明治十七年 一八八四 四十九才

明治十八年

一八八五

五十才

一月二十日、権大教正に補任される。同月二十一日、曹洞宗務局總監を命ぜられる。したがつて、宗務局顧問を被免する。同月二十五日、最乗寺において晋山式を挙行する。

一月、総持寺東京出張所監院を兼任する。二月七日より曹洞宗務局へ出勤し護法会事務に専念する。三月二十一日、竺舜孝を護法会係副總轄に推薦し両本山貫首より認可される。四月一日、総持寺執事に任せられ、同時に宗務局總監となる。八月一日、神仏合併教導職廃止される。八月十二日、辻顯高と連署で両本山を代表し、曹洞宗管長は両本山貫首一年交代で勤める従来の定規を改めて内務卿に出願する。同月十八日、認可される。八月十四日、両本山貫首より「曹洞宗宗制」の編纂を命ぜられる。十月二十七日、「住職任免及托鉢免許之儀に付伺」を内務卿に提出し、十一月一日、その指令を受ける。

一月十一日、曹洞宗大学林始業式に両本山貫首の代理として臨場し訓示演説する。四月一日、総持寺出張所執事の一ヶ年継勤を命ぜられる。同月十日、大内青巒建議の「在家化導法議」に添削して両本山貫首に意見を伺う。五月五日、永平寺において六十一世環溪密雲禪師の荼毘式を修行する。琢宗、總持寺専使として永平寺に上山する。五月二十八日、「宗制」を認可し八月一日より実施する。八月六日、両本山貫首より「宗制」編纂の尽力に対し僧伽梨衣一肩を付与される。同月十日、永平寺六十二世青蔭雪鴻示寂。同月十八日、永平寺後董の選挙令が普達される。九月二日、琢宗と辻顯高等は、連署で大内青巒の下総大洞院の大島孝三に答えた記事に拘泥せず、各自の信認によつて、永平寺貫首を投票すべき旨を末派寺院へ通達する。同月四日、琢宗は大内青巒の「孝三長老に答えて永平寺後董を論ずる書」の失当を弁ずる。十一月三日、永平寺後董選挙の状勢を察し、琢宗は、予め辞意のある旨を通じ、得票を廃棄することを願う。同月五日、永平寺後董選挙の結果、琢宗が當選する。同月六日、永平寺六十三世の拝請を受託する。十二月十五日、真晃断際禪師の勅賜号を贈与される。

四月二十一日、永平寺に入山し掛塔式を挙げる。同月二十八日、永平寺において青蔭雪鴻の荼毘式を修習する。同月二十九日、永平寺において晋山式を挙行する。五月十三日、衣体齊整の諭告下

明治十九年

一八八六

五一才

明治二十年	一八八七	五十二才	る。六月十日、護法会はすべて琢宗の直管となり、会務の進展をはかる。同月二十四日、大道長安の宗門異安心問題について出京する。七月十八日、永平寺道開鑿について実地測量を県令石黒務に願い出る。九月九日、永平寺へ帰山し、高祖御征忌を親修する。十月一日、「諸寮帳記法原案」を定めて永平寺監院寮に備える。十二月九日、永平寺道開鑿、測量に着手する。同月二十九日、官有地の払い下げを却下される。
明治二十一年	一八八八	五十三才	二月十九日、永平寺道開鑿にあたり、水谷忠厚が協力を申し出る。三月、上京する。四月一日、曹洞宗管長に就任し宗務を親監する。六月十一日、水谷忠厚の申し出に賛成する。七月二十三日、総泉寺（東京都板橋区小豆沢）の無縁精靈施餓鬼会に特請され法話を行なう。八月二十六日、「永平寺参道開鑿募縁」の告諭を出す。九月二十三日より高祖御征忌を親修する。十月八日より十四日迄、三乗院（福島県伊達郡靈山町）の戒会に応請される。同月二十八日、曹洞宗大学林において、護法会加入者の施餓鬼会を修行した際、導師を勤める。
明治二十二年	一八八九	五十四才	正月元日、拝賀に参内する。三月三十一日、曹洞宗管長を辞任する。四月十五日、青松寺（東京都港区愛宕）において曹洞扶宗会を開き、琢宗を始め畔上棟仙、森田悟由、原坦山ら傍聴する。同月、永平寺へ帰山し参道改修工事を指揮する。九月七日、永平寺蔵の『正法眼藏御抄』の筐を造り宝庫に収蔵する。同月十二日、福井市における永平寺道路開通式に出席する。高祖御征忌を親修する。十月五日、永平寺東京出張所へ帰る。十二月二十四日、伊豆山に隠遁して「法式改正」にあたる。一月十日、伊豆より永平寺東京出張所へ帰る。同月、『洞上行持軌範』の編纂を委託される。三月十二日、『松樹林指南規』の写本（現在、愛知学院大学附属図書館芦田文庫蔵）の奥書きを記す。四月一日、曹洞宗管長に就任する。四月十八日より二十四日迄、海宝院（逗子市沼間）の戒会に応請される。六月五日、「總持寺僧堂上棟式祝文」を呈する。同月、曹洞宗有志懇親会（有志会）が生まれ、新世界（大阪）、第一義（東京）誌上において琢宗を弾劾する。七月、永平寺四十二世江寂円月の「遺言記録」、大乘寺蔵写本を面山本と対照校合し添書する。七月二十九日、総泉寺（東京都板橋区小豆沢）四十世邁堂俊機の茶毘式の秉炬師を勤める。八月十五日、『校訂洞上行持軌範』を出版し、

明治二十三年

一八九〇

五十五才

明治二十四年

一八九一

五十六才

明治二十四年一月一日以後、同規範を遵守すべき旨末派寺院へ告諭する。九月十八日、扶宗会会員渡辺禪戒以下十四名の布教に尽力したことを褒し賞詞を与える。同月二十三日、永平寺における高祖御征忌を親修する。十一月四日より二十三日迄、第三次宗議会開催される。

正月元日、拝賀に参内する。三月三十一日、曹洞宗管長を辞任する。四月一日、護法会保管の曹洞宗基本財産三十万円を両本山貫首の証明を得て宗務局紀綱寮に移管する。同月十七日、永平寺へ帰山し「曹洞教会修証義」の修訂にあたる。六月五日より十一日迄、盛景寺（武生市春日野町）開山昌庵恵丰四五〇回大遠忌報恩授戒会に応請される。（明治二十一年説あり）八月二十八日、琢宗と畔上牒仙など「洞上在家修証義」に改訂を加え「曹洞教会修証義」と命名する。九月二十三日、高祖御征忌を親修する。十月四日、曹洞宗務局は「曹洞教会修証義」の完成とその刊行発売を末派寺院へ普達する。十一月二十九日、侍者石月無外に宝慶寺蔵の「永平寺無住中へ寛政五年▽」の記録を書写せしめる。十二月一日、両本山貫首（琢宗、牒仙）は「曹洞教会修証義」を本宗布教の標準となす旨の告諭を出す。

一月六日、三月限りで永平寺を退休する旨宗務局詰両本山執事に進達する。同月十日、畔上牒仙ら永平寺に上山し「御永住を懇請する書」を提出する。同月十四日、末派総代委員の永住懇請を断り書面を宗務局及び末派総代委員へ呈する。同月二十二日、末派総代委員など「越本山貫首御命令執行猶予の再願」を宗務局へ呈する。同月二十四日、末派総代委員の永住懇請を断り書面を呈する。二月十六日、二通の弁駁書を綴り、畔上牒仙に總持寺退休命令の撤回を迫る。その後、牒仙は退休命令を取消す。同月二十六日、宗務局、末派総代委員、各府県教導取締などの意見書を呈して永住を懇願する。三月十五日、牒仙、水島洞仙を特派して退休命令執行の猶予を申し出る。同日、琢宗、石月無外を特使として宗務局へ六通の書面を進達する。同月二十四日、牒仙、琢宗に上京することを通達し、二十七日上京を容認する。同月三十一日、永平寺の「直接受渡交割帳」に宋蘇東坡画竹（一軸）、宋王荊公肉書（二軸）が、四天王寺（津市栄町）より永平寺へ新添された縁由を記して永平寺宝物に備える。四月八日、東京府近県取締及び末派総代議員、その他宗務局詰末派総代委

		員、執事、両本山御山監院などは、永平寺永住を請求するが、琢宗承諾せず。同月二十四日、宗務局は四月三十日限りで永平寺を退休し、五月一日以後、永平寺無住に付、総持寺貫首畔上模仙が兼務することを普達する。同月三十日、永平寺を退休し、一時、鶴見に隠棲する。五月、永平寺の「新添什具交割簿」を作り後記を付す。「永平寺年表」を撰す。同月四日、『日本曹洞宗名称考』『曹洞教会修証義典囊』（森江佐七発行）を著わし刊行する。同月二十五日、「曹洞宗革命策」を著わす。宗務局は臨時諮問会を開き、琢宗発案の両本山一住制を討議する。同月三十一日、師寮寺の真福寺十九世東江祖伝、二十一世貫明祖瑞を永平寺の祖堂に入牌させる。六月より新潟県地方へ行化し、同月二十七日、相国寺（新潟県中魚沼郡川西町）の戒会の戒師となる。また、亡父の三十三回忌を修行する。七月六日より十二日迄、真福寺の戒会、同月十四日より種月寺（新潟県西蒲原郡岩室村）、八月一日より七日迄、曹源寺（栃尾市大字北荷頃）、同月八日より首先地正円寺における戒会の戒師を勤める。九月より明治二十五年十二月迄、観音寺（横須賀市鴨居）に僑寓する。十一月三十日、福井県土族の「村上一衛墓誌」を記す。
明治二十五年		
一八九二		
五十七才		
一八九三		
五十八才		
明治二十六年		三月十九日、両本山分離問題（能本山分離事件）が起る。四月二十三日より二十九日迄、龍源寺（秋田県由利郡矢島町）の戒会に応請される。五月、首先地正円寺に琢宗揮毫の「大龍和尚之碑」（正円寺十七世中興蟠谷大龍）を建立。六月より陽広寺（新潟県東頸城郡松之山町）、七月八日より十四日迄潮音寺（小千谷市小栗田町）、七月十五日より二十一日迄周広院（柏崎市与坂）などの戒会に応請される。その際、「曹洞教会修証義」を講ずる。八月一日（閏六月八日）、母（宝屋妙林大姉）亡くなる。
		一月、隠寮（東京麻布区富士見町十七番地）を建設して遁世する。三月二十一日より四月三日迄、肺浸潤のため赤十字社病院へ入院する。五月下浣、長安寺（新潟県中魚沼郡川西町）の「新鑄梵鐘勸化帳」の序と鐘銘を撰述する。八月、『曹洞教会修証義塗』の「はしがき」を記す。九月十二日より十八日迄、養福寺（新発田市大字則清）の戒会に応請される。十月、真福寺（新潟県刈羽郡小国町）の鐘銘を記す。十一月八日、『曹洞教会修証義塗』（明教社）を刊行する。（これは前年、

明治期曹洞宗における滝谷琢宗禪師考（川口）

明治二十七年 一八九四 五十九才

明治二十八年 一八九五 六十才

明治二十九年 一八九六 六十一才

新潟において説教していたものをまとめたもの)  
 一月、生家の菩提寺の相国寺（新潟県中魚沼郡川西町）へ両親菩提供養のため金襴九条衣を寄納する。本年は隠寮において静養する。十一月六日、同月四日に亡くなった林謙吉郎（謙光院静翁転常居士）葬儀の秉炬師を勤める。十二月末日、能本山分離事件が解決する。  
 三月三日、青松寺における「征清戦死者追弔供養」の導師を勤める。四月十九日より七月五日迄の隔日に曹洞宗大学林において『正法眼蔵』道心、三時業、帰依三宝、行持、仏向上事の五巻を講ずる。五月五日、「最乗寺独住住山記」序を記す。七月十五日、『永平正法眼蔵顕開事考』の稿が成り、跋を記す。同月二十七日、総泉寺（東京都板橋区小豆沢）における同寺四十世邁堂俊機の七回忌法要に特請される。八月二十四日、『総持袞堂禪師遺稿』（明治二十九年四月 土谷温斎）所収の懸大機「総持袞堂禪師伝」の跋を記す。十月二十二日、隨徒児島碩鳳の発行の下に『永平正法眼蔵顕開事考』（壳捌所国母社）を刊行する。同月二十八日、護法会施餓鬼会を修行する。十二月中浣、光嚴寺（埼玉県北葛飾郡松伏町）の中興康全の碑銘を撰す。

一月十日、本師真福寺二十二世大圓俊道示寂のため真福寺へ帰山する。三月九日、両本山貫首は『続日本洞上聯燈錄』編纂の告諭を出し、琢宗にその編纂を依嘱する。四月十日、真福寺における本師大圓俊道の荼毘式に随喜する。同月中浣、品川請逸氏は小亭を築き、琢宗は「品清樓」と命名し「品清樓記」を記す。十月下浣、西有穆山校閲の『<sup>上</sup>法服格正』の跋を記す。十二月、病再發し臥床する。  
 一月三十一日、午後七時隠寮において示寂する。世寿六十二才。二月三日、入棺する。同月五日、青松寺において密葬式を修行する。喪主鷹林冷生（永平寺監院）、秉炬師畔上牒仙（總持寺貫首）、内諷經導師北野元峰（青松寺住職）、總都監鷹林冷生、石川素童（總持寺監院）。同月六日、永平寺東京出張所へ遺骨を安置し初願忌を修行する。九月二十六日、永平寺において秉炬師森田悟由の下に本葬を修行する。他の仏事師は入龕師光山大童（龍沢寺）、移龕師鷹林冷生（慈照寺）、鎖龕師水上大舟（龍門寺）、掛真師満岡慈舟（龍泉寺）、起龕師田村泰舜（臥龍院）、奠湯師笠松戒鱗（宝慶

寺)、龕茶師戸沢春堂(孝願寺)であった。十月二十六日、琢宗の法孫篠崎正瑞(前橋市冷泉院)は、遺骨を最乗寺へ奉持し、同月二十九日、最乗寺聯芳塔下に納骨する。

以上、禪師の伝記をながめてきたが、禪師伝の基本資料で

ある横関了胤氏の「史伝 琢宗禪師の前半生」「史伝 琢宗  
禪師」と他の研究書、さらに生家地の地方史などを対照して

ながめてみると、異説がしばしばみられ、その異説をどのよ

うに考えるべきかが問題となる。そこで、禪師の生家で現戸

主の小川広一氏を訪ね、小川家に所蔵する文書や写真などの資料調査を行ったところ、その文書の中に、禪師の総持寺東京出張所時代に小川半平へ差し出した書簡があり、興味深いことが記されていた。それをあげると、

追々寒氣に相成候得共老母はじめ家内一同御安全の由珍重  
に存候先達ては縮切并紙送り被下慥に受取申候

拙拙僧は天保七年申十二月廿一日に生れ候様に老母より承  
り候歟と存候得共若し生れたる日を慥にしらざれば不都合  
ゆえ老母へ御尋ねの上直に御しらせ被下度候

天保七年丙申

十二月廿一日に生れたるか

十二月廿二日に生れたるか

明治期曹洞宗における滝谷琢宗禪師考(川口)

又は其外の日なるか

右の事慥に老母へきいて御申送り可被下候

右時候伺旁御頼申上候 早々

十月十八日

滝谷琢宗

小川半平様

とあり、母に自分の誕生日を尋ねてもらう内容であった。なお、小川半平とは、次に問題とする禪師の兄弟であり、小川家繼承の戸主である。その書簡には、禪師の誕生日が天保七年(一八三六)十二月二十一日か二十二日か、あるいはその他他の日であるか。禪師自身も誕生日は明確でなかつたことが想像できるのである。さらに、その他の禪師の略伝をみても異説があり、ここでは、誕生日説と禪師の長男、次男説、授業師説について考えてみよう。

### 三 禪師の誕生日異説

禪師の誕生について最も詳しいものは、先にあげた横関了胤「史伝 琢宗禪師の前半生」であるが、その第一(「洞上

公論」第四十四号)によれば、

夫は小川六左衛門と云ひ、婦をすなと呼ぶ。天保の初めに結婚して、以来一子だになきを憂へて、すな女は近隣の千手町の觀音大士に参籠し、何卒一男子を賜れと至心に祈願をこめ、又毎月十七日は大士の縁日なれば、必ず里余の嶮路を通ひ、大士の真前に参籠するを常としたり。又自家の仏壇には大士の尊像を安置し、觀音經を読誦し、一心に祈誓したり。

斯くして凡そ四年間祈願を怠らざりしが、大士の冥授なりしか、天保七年十二月二十二日、鶴鳴の刻に至り一男子を挙げたり。是れぞ幼名を五三郎と称し、後ち出家して琢宗と改め、遂に大本山永平寺に董住せられたる、近世洞門の傑僧琢宗禪師にてありし。父母の喜び譬ふるに物なく、村人共に云ふ、是れ大士の授け児なりと。是れ蓋し觀音大士、大悲の願力もて人間に来現されしものか。

とあり、禪師は小川六左衛門、すな夫婦の間に天保七年十二月二十二日に誕生した。結婚後、子宝に恵まれなかつたため、すなは觀音菩薩に日参し、祈願した後に授けられたといわれ、觀音菩薩の申し子のように記されている。この説は、同論稿の横関氏の「註<sup>(3)</sup>」によれば、禪師が明治五年四月に慈

光寺より總持寺東京出張所へ赴任する途次、母すなから聞いた因縁話と指摘されているが、この話をどのような経由によつて横関氏がとりあげたかは明らかでない。しかし、同様の觀音菩薩に日参して神童（禪師のこと）を得たと伝える説は、昭和三十一年八月に前仙田村長の登坂久平氏が禪師の「道中日記」（出家後、真福寺より東都駒込の吉祥寺に至る迄の五日間の紀行文）を私家版（『琢宗禪師道中日記』）として刊行した同氏の「あとがき」にも受け継がれており、禪師は小川家の長男であつたということになる。

ところが、大正八年十二月に刊行された『中魚沼郡誌』（中魚沼郡教育会編纂発行）七四二頁の「滝谷琢宗」をみると、生年月日は記されていないが、

幼名を吾三郎といふ、母其の長男某の健康を祈らんため、千手觀世音に日参すること百夜、期満つるの夜、觀音仏の門前にて、白衣の婦人に逢ふ、後妊めるありて男児を産む、即ち琢宗なり。

とあり、母が禪師の兄（長男）の健康を祈るために千手觀音菩薩へ日参し、百日の満夜に懷妊して次男の禪師が誕生したことをいう。横関氏の論稿と『中魚沼郡誌』の記事は、両稿ともに觀音菩薩の因縁話ではあるが、全く内容は異なつてい

る。他の伝記資料には、誕生の因縁話がないため、両稿のみしか誕生に關することは明らかにならないが、禪師の長男、次男説の問題も残るのである。

では、最初に誕生日説について考えてみよう。諸資料を検討すれば四説あり、それをあげると、

一 天保七年十二月二十二日説

この説は、禪師生前中に記した「永平寺年表」（六十三世

琢宗禪師筆、永平寺蔵）によれば、天保七年の項に、

琢宗十二月廿二日辛未ノ日誕生本年ハ三百五十四日正月小ニシテ元日ハ乙酉十二月小ニシテ朔日ハ庚戌ナリ即廿二日ハ辛未ナリ曉鶴鳴クトキ生ス陽曆ニ推歩スルニ八年一月廿八日ニ丁ル

とあり、また、総持寺東京出張所時代の「詰員寄留届写綴」

（永平寺蔵）にも

二 天保七年十二月二十三日説

これは、「大雄山誌」（明治四十五年五月 最乗寺）五十二頁の「第三世真晃断際禪師」にいう説である。本書は、大雄山最乗寺独住七世織田雪巖代に荻須梅信によつて編集され最乗寺から発行されたものである。しかし、本説の所依資料は明らかにされていない。ただ、最乗寺は明治二十八年に独住四世星見天海が発願して、同寺の「独住住山記」を編集し

明治十一年一月ヨリ宗用ニ 天保七年申十二月廿二日生  
付寄留

芝区芝栄町三番地

とある説である。さらに、示寂（明治三十年一月三十一日）後、翌月の二月十八日に発行された「宗報」第四号所収の「越本山六十三世真晃断際禪師魯山琢宗和尚御履歴」、また、「最乘寺独住住山記」、大正二年八月に撰せられた大内青巒「勅特賜真晃断際禪師伝」（大正八年十月『真晃断際禪師遺録』所収）、横関了胤「史伝 琢宗禪師の前半生」、「大雄山誌」（昭和三十六年三月 最乗寺）六十二頁、横関了胤『曹洞宗百年のあゆみ』（昭和四十五年一月 曹洞宗宗務庁）五二七頁などにもあげられている。

新潟県下	
越後国刈羽郡太良丸村	宮原藤平殿附籍
平民	父亡小川六左衛門長男
曹洞宗中教正	戸主 滝谷琢宗

た。禅師の後半の項は、星見天海が記しており、また、星見天海の伝記集ともいえる山本潤『星見天海老師の行状』（大正五年三月 鴻盟社）一九九頁の「第五篇 年表」の天保七年の項をみると、「十二月廿三日 滝谷琢宗禅師生る」とあるため、星見天海による説である。

### 三 天保七年八月一日説

これは、生家の川西町の『町史こぼれ話』第一集（昭和五十六年十一月 川西町史編纂委員会）一四八頁において、禅師の逸事を紹介した後の注にいう説である。さらに、本説は昭和五十九年十一月に発行された『町史こぼれ話』第六集の竹内道雄『滝谷琢宗禅師と『曹洞教会修証義』』にも受け継がれている。<sup>(4)</sup>特に『町史こぼれ話』第六集は、竹内氏の論稿とともに横関了胤「史伝 琢宗禅師」が転載されており、禅師の誕生日は、横関氏が十二月二十一日説のままで、同書に異説が掲載されている。竹内氏がどの資料によつて八月一日説をとつたか、また、八月一日説をいう資料は、何かの出典も不詳であるが、横関氏の説によれば、禅師十二才の弘化四年八月一日に真福寺へ行つて出家の本懐を遂げられたところから、八月一日説が出てきたものとも推測されるのである。

### 四 天保三年六月一日説

これは、生家小川家に所蔵する「先祖代々履歴覚帳」にいう説である。本覚帳は「文久元亥年」に記されて以来、代々加筆されてきたものであるが、文久元年（一八六一）の干支は「辛酉」であり、「亥」の「癸亥」は文久三年（一八六三）にあたり、どちらの年次から始められたかは不詳である。

禅師の俗名の小川伍三郎の右横に「天保三年六月一日出生」とあり、禅師の略伝を紹介しているが、出家、長老などの年令は他の資料の説と合致するものの、年次は他の天保七年説と四年の隔たりがある。しかし、最後に「明治三十年十二月廿八日歳六十一才にて死ス」とあるため、他の資料説による示寂年令六十一才は合致するが、天保三年誕生では六十五才示寂となるところから誤記かも知れない。

以上のように、現在では四説をみることができるが、先に述べたように、禅師自身も誕生日については、十二月二十一日か二十二日か、あるいは他日か明確ではなかつたようであつた。しかし、現在のところ、十二月二十一日説はとりあげられていないようであり、筆者は十二月二十二日説を受けた。それは、禅師自身の記した「永平寺年表」や「最乗寺独立住山記」にいう説であり、「詰員寄留届写綴」や示寂後、最も早く刊行された「宗報」第四号にも採用されていること

ろからである。そして、この説は横関氏の「史伝 琢宗禪師」にもとりあげられ、一応の定説になつたものと考えられる。

#### 四 禅師の長男、次男異説

次に、禅師は小川家の長男であつたか次男であつたかを考へてみたい。両説があるため、その資料をあげてみると、

##### 一 長男説

「詰員<sup>帰県</sup>届写綴」（永平寺蔵）

「肥娯林日鑑」（真福寺蔵）末尾の略伝

『中魚沼郡風土志』（大正元年十月 石原信）

横関了胤「史伝 琢宗禪師の前半生」（一）〔洞上公論〕

第四十四号）

『町史こぼれ話』（川西町史編纂委員会）第一集（昭和五

十六年十一月）、第六集（昭和五十九年十一月）

##### 二 次男説

「最乗寺独住住山記」所収の「同第三世魯山琢宗和尚」

「宗報」第四号（明治三十年一月）

『中魚沼郡誌』（大正八年十一月 中魚沼郡教育会）

『大雄山誌』（昭和三十六年三月 最乗寺）

明治期曹洞宗における滝谷琢宗禪師考（川口）

横関了胤『曹洞宗百年のあゆみ』（昭和四十五年一月 曹洞宗宗務庁）

となる。ここで注目すべきことは、「最乗寺獨住住山記」や

「宗報」第四号が次男説をとっていることである。誕生日は「詰員<sup>寄留</sup>届写綴」などと同じ十二月二十二日説をとるの

に、次男となつてゐるのである。また、小川家の口伝によるところ、禅師は長男で出家したため、姉が婿養子を迎えたといわれております。今だ長男か次男かは明確でないようである。そこで、小川家に伝わる「先祖代々履歴覚帳」や小川家の除籍謄本などから禅師の両親、兄弟などを考えてみると、「覚帳」によれば、父小川六左衛門は中魚沼郡仙田村赤谷区の小川彦佐衛門の弟で、寛政三年（一七九一）三月三日に生まれている。そして、文久二年（一八六二）七月二十六日に亡くなつた。戒名は普翁常輝居士で、菩提寺の相国寺（新潟県中魚沼郡川西町）の過去帳、位牌によつても明らかである。母はしょな（ショ、すな）といい、除籍謄本によれば、寛政十二年（一八〇〇）九月二十八日に生まれた。なお、「覚帳」には、寛政十二年五月十日出生とある。除籍謄本には明治二十五年七月二十一日病死となつてゐるが、相国寺の過去帳によれば、明治二十五年閏六月八日の陰暦となつてゐる。その過去帳に

は、

宝屋妙林大姉

赤谷村

小川半平母

大本山永平寺貫主滝谷琢宗禪師之実母也九十有三ニテ死ス  
とあり、九十三才で亡くなつた。この両親の下に禪師は誕生  
したが、幼名は五（伍）三郎といふ。除籍謄本によると、戸  
主は、

明治参拾五年五月九日隠居届出	
戸	
亡父六左衛門長男	主
小川半平	文政十年正月二十 三日生

とあり、六左衛門長男の小川半平で、文政十年（一八二七）  
一月二十三日誕生となつてゐる。妻は、

当村同分	亡小川孫治郎三女
明治参拾九年八月貳拾五日午前	
四時死亡	
同日届出同日受付	

妻	
サシ	
天保三年三月二十 五日生	

とあり、半平とサシは夫婦である。そこで、「覚帳」をみると、半平は明治六年に二代目栄蔵として家屋を建てており、

その後、半平に改名したとある。しかし、この栄蔵は「当村清水より養子に来る先祖名受継ぎ」とあり、栄蔵すなわち半平は、小川家の養子とみることができ。また、除籍謄本では妻となつてゐるサシが、「覚帳」によれば「文政十一年四月五日出生」とあることから、禪師より年上の姉と考えられ、それに婿養子として半平を迎えたものとみられる。

ところが、除籍謄本では、半平が六左衛門長男で、妻のサシは同じ仙田村の小川孫治郎の三女となつており、サシは嫁となる。ただ、この除籍謄本は戸籍の成立上からみると、家督相続者の戸主であるため長男となされたものともみられ、事実は「サシ」の婿養子と考えることもできるのではなかろうか。

したがつて、「覚帳」からすれば、半平婿養子説が考えられ、禪師は長男であるが、姉のサシがいたことになる。サシだけのため、両親は男子誕生を願つて觀音菩薩に日参し、禪師誕生といふ横関氏説に通ずることになる。しかし、一方の除籍謄本説によると、長男の半平は健康に勝れないと、半平の健康を願つて母は觀音菩薩に願をかけていたところ、懷妊して禪師誕生といふ『中魚沼郡誌』説になるのである。

この両説は、サシが姉か嫁かという問題になり、所依資料

によって全く異説となる。小川家口伝である婿養子説は、「覚帳」から生まれたものと考えられ、母の觀音菩薩に願をかけたことが長男、次男のどちらにも通する口伝となつたのではないか。

## 五 禅師の授業師異説

禅師の授業師について考えてみると、「最乗寺独住住山記」や「宗報」第四号には嘉永元年（一八四八）四月八日に真福寺二十一世貫明祖珊について得度したことをいう。ところが、横関氏の「史伝 琢宗禅師の前半生」（一）（「洞上公論」第四十五号）には、弘化四年（一八四七）八月二十八日に真福寺十九世東江祖伝について得度したとある。東江祖伝説の所依は明らかでないが、筆者が真福寺調査の際拝覧した「肥娕林日鑑」（真福寺蔵）の末尾にある「滝谷琢宗禅師」と題した略伝に、

中魚沼郡仙田村赤谷の小川氏桶屋業の長子で真福寺十九世祖伝和尚について得度す：

とある説からであろう。また、真福寺では祖伝説が口伝として伝わっている。なお、大正二年八月に大内青巒が撰述した「勅特賜真晃断際禅師伝」（『真晃断際禅師遺録』所収）にも

「切求出家。十二歳。遂投真福寺祖伝得度」とあり、祖伝説になっているが、東江祖伝と貫明祖珊とは師資関係にあつた。

横関氏はこの両説について、

禪宗史に琢宗は祖珊に就て得度すとあれど、授業師は正に祖伝和尚にして祖珊和尚には非ず。當時真福寺の寺庭には、祖伝和尚の弟子に祖珊、俊道、雄道、円海、月海、琢宗、祖海、祖寛等の八子あり。而して此の兄弟中円海は祖珊の、琢宗は俊道の嗣法をなす。

### ◎祖伝（祖珊—円海—俊道—琢宗）

右嗣法は一に祖伝老僧の指揮に従ひたる也。

尚禅師嗣法當時、祖珊和尚は既に真福寺を退き、俊道和尚現董たり。又円海和尚は既に祖珊和尚の嗣法を了じたれば、禅師は俊道和尚に嗣ぐべく命を蒙りし也。<sup>(5)</sup>

といい、從来の「最乗寺独住住山記」や「宗報」第四号にいふ祖珊説に対しても、真福寺伝の祖伝説が正しいことをいう。しかし、その後の横関氏は編集を委嘱された『大雄山誌』（昭和三十六年三月 最乗寺）六十二頁及び著作の『曹洞宗百年のあゆみ』（昭和四十五年一月 曹洞宗宗務庁）五二七

頁において、嘉永元年四月八日に祖珊について得度した説をとつており、横関氏は授業師説を代えたものとみられるのである。

以上、誕生日説、長男、次男説、授業師説を考えてきたが、「最乗寺独住住山記」の「同第三世魯山琢宗和尚」は、前半を禅師自身が記しており、晩年の活動や示寂、荼毘式などは、星見天海が記している。最乗寺の寺伝である『大雄山誌』が、明治四十五年五月と昭和三十六年三月の二回刊行されているものの、誕生日説が天保十二年十一月二十二日説（昭和三十六年版）と同月二十三日説（明治四十五年版）と異なっていることは、禅師の略伝を考察する上で迷路に入る感がある。そこで、「最乗寺独住住山記」をみると、

越後国中魚沼郡仙田村農小川六左衛門二男天保七年丙申十二月廿二日生嘉永元年戊申四月八日越後国刈羽郡結城野村

真福寺住職祖珊ニ就テ得度

とある。したがって、筆者は禅師の誕生日を先にも述べたように、禅師自身の記した「永平寺年表」や「詰員寄留届写綴」さらに「最乗寺独住住山記」にいう天保七年十二月二十二日説を認めたままである。

長男、次男両説は、両説とも禅師が直接あるいは間接的に

関わっている資料にいうもので、例えば「詰員寄留届写綴」の長男説に対し、「最乗寺独住住山記」や「宗報」第四号、それに除籍謄本からすれば、次男となる。この点に関する結論は、不詳としかいわざるを得ないが、明治二十四年六月に、禅師が生家の菩提寺相国寺の戸羅会の戒師として御親化した時、父の三十三回忌を小川半平が施主となつて供養しており、その時の禅師の香語に「…今日嗣子小川半平予逆<sub>ニ</sub>其三十三忌辰一設<sub>ニ</sub>斎於此道場…」とあって、半平に対し嗣子とあることは、小川家の嫡子すなわち長男と見るか、戸主として小川家繼承者ととらえるかが問題となるのである。筆者はその結論を容易に出せないが、禅師自身の記した「最乗寺独住住山記」や曹洞宗務局という公的機関から出た「宗報」第四号による次男説の方が信憑性の高いものと考え、次男説を受けたい。

授業師についても「最乗寺独住住山記」や「宗報」第四号などから、嘉永元年四月八日の真福寺二十一世貫明祖珊について得度した説をとりたい。

## 六 宗政家としての禅師の功績と『曹洞宗革命策』

禅師の伝記にまつわる異説を考えてきたが、禅師が活躍す

ることになったのは、明治五年四月に天徳院（金沢市小立野）時代に随侍した総持寺独住一世梅崖突堂より総持寺東京出張所詰に請され、神仏合併大教院の教部省へ詰めたり能本山の宗務を勤めてからである。それ以来、総持寺東京出張所監院や曹洞宗務局の監院となり、さらに同十六年十月には、

最乗寺独住三世、同十八年十一月には永平寺六十三世に昇住し、同二十四年四月三十日に永平寺を退休した。そこで、横関氏の分類による両山協調期における禅師の功績を考えてみよう。永平寺在住の功績は熊谷忠興氏によつて考察されているが、その要旨をまとめてみると、

一 永平寺旧来の負債を整理したこと。

二 永平寺監院は篤実に経済を守り、嘗縉を怠らずに雲水の進退を指揮し、面倒な実務は東京出張所監院の役割とした。

三 永平寺は湿気が多く、病人には悪条件であるから急病者のために医師の委嘱をする。  
四 永平寺への参道を開鑿した。  
五 永平寺常什物などを整理して「交割簿」を作り、嘗縉や修理を行つてゐる。

明治期曹洞宗における滝谷琢宗禪師考（川口）

功績は、

一 明治十二年二月、同五年三月二十八日に締結された両本山協和盟約を再訂し、総持寺執事として一層の鞏固を計った。

二 明治十五年五月に、宗門百年の財政独立策として護法会を創設し統轄した。

三 明治十七年に「宗制」の編纂を命ぜられ、認可されて翌同十八年より実施された。

四 明治二十二年に『洞上行持軌範』の編纂を嘱託され、それを編纂し発行した。

五 明治二十三年に『曹洞教会修証義』を編纂した。  
などがあげられ、新しく出発する曹洞宗の基礎的制度を確立することに尽力したのである。当時の禅師を評した伊東洋二郎『仏教各宗高僧品評』一三〇頁には、

師ハ鬼神ヲ役スル仙才ヲ具セリト謂フモ可ナリ世人若シ之ヲ疑ハ、則チ曹洞宗ノ制度ノ整肅セルト其規模ノ洪大ナルトヲ視ヨ而シテ其学事ノ隆盛布教ノ奨励護法会ノ創立宗制寺法ノ編制等ハ師ガ多年計画シタル事業ノ最タルモノニシテ師ガ非常ノ功勞モ此成績ニ胚胎セルコトヲ知ルベシ然ラバ則チ曹洞宗ノ制度ヲシテ今日ノ如ク整肅ニシ其規模ラシ

テ今日ノ如ク洪大ナラシメシハ即チ曹洞宗ヲシテ泰山富岳ヨリモ安カラシメ九鼎大呂ヨリモ重カラシメタルモノニシテ師ハ誠ニ曹洞宗門ノ地雷復道元遺弟ノ大柱石ト謂ハザルベカラス……嗚呼師ハ非常ノ英雄也故ニ世人ノ毀譽褒貶ヲ招クコトモ又非常也其非常ノ毀譽褒貶ヲ招クニモ拘ハラス師ハ一毀一誉一褒一貶是レ公是レ私何ゾ其レ我耳ニ入テ喧如タルノ甚ダシキヤト綽々其余裕アルヲ示シテ世ニ処スルヲ以テ非常ノ事業ヲ為シ非常ノ偉功ヲ奏セシナリ豈ニ師ハ非常ノ英雄ト称シテ之ヲ尊崇セサルヲ得ンヤ

といわれ、また、山岸安次郎『洞上高僧月旦』九頁にも、

禅師は駒込学寮の出身にして奕堂禅師七本槍の一たり其学

其胆固より尋常老宿の企て及ぶ所にあらず况んや經論は其長處なるをや前半生の事業得失相半ばすと雖も尚後半生の在るあり英雄の草廬を出づる果して何の時ぞ秋風英雄を吹老ふ禅師の感掬するに余りあり

といわれており、非常の英雄として高く評価されていた。ところが禅師示寂後、まもなく発表された禅師の人物評といえる村上泰音「禅師琢宗」(六)（「和融誌」第三十四号）には、公平闊大の立場から評したというが、禅師について、

彼れは熱血の人あらずして、冷血の人たりしなり、彼れ

は寛宏の人あらずして、偏局の人たりしなり、彼れは道徳の人あらずして、功名の人たりしなり、彼れは将材の人あらずして、刀筆の人たりしなり、彼れは崇他の人にあらずして、自信の人たりしなり、彼れは無為の人あらずして、実利の人たりしなり、彼れは無為の人あらずして、有事の人たりしなり、……予は禅師琢宗が宗門近時に於ける比較的英雄豪傑なることは、明かに之を認めて、その罪過の算ふべきもの孔た多きにも拘らず、かの功蹟の甚た大なることを没するに忍びざるものなり

といつており、最後に、

予は如上の品評に於て、僅かに他の禅師琢宗が生涯閱歴の半面を概写せしに過ぎず、顧ふに禅師琢宗の閱歴には、由來、明暗両面の觀察あり、而も如上評讐の半面は、唯た明白の半面たるに過ぎずして、他の暗黒の半面あつて存す、その半面を曇露するは、未だ予が品位の許さる所、請ふ他の暗黒の半面は、謂ゆる暗黒の半面として、永く之を暗黒裏に葬らんことを望む、是れ予が禅師琢宗の真に対する、最後一片の同情なるもの也

といい、暗黒の半面は暗黒裏に葬るという。また、来馬琢道

「滝谷琢宗」（『体験的街頭の仏教』所収）には、

滝谷琢宗は曹洞宗の管長たりし一僧のみ。学識大に勝れ  
たるに非ず、持戒堅きに非ず、徳行抜群なりしに非ず、  
否、渠は悖徳の行為を以て教界の非難を受け、曹洞宗派の  
罵倒を被り、殆んど、明治時代の一悪僧を以て目せられ、  
渠が死後僅に一年、曹洞宗の僧侶すら渠を忘失して復顧る  
なし。實に渠は惡まれ者なりき。嫌はれ者なりき。而して  
渠は此の惡評と非難とを被るべき身を以て、如何に洞宗の  
本山に貫首となり、一宗の管長として政柄を握るを得たり  
しか。是れ吾人が大に攻究せざるべからざる題目なりと  
す。余が今特に筆を揮ひて渠を評せんと欲するもの、亦此  
意に外ならず。

といつており、余り良い評価は与えられず、逆に批判的にみ  
られているのである。さらに、横関氏の「史伝 琢宗禪師の  
前半生」（一）（「洞上公論」第四十四号）においても、

禪師が永平寺住山の晩年は、所謂両山分離問題を以て終始  
し、明治二十四年一月六日、禪師が祖山退休宣言を発せら  
れ、次で模仙禪師初め、全国取締代表者の前後四回に亘る  
永住懇請となりたる如き、咸な此の問題に端を発するもの  
と謂ふべく、當時宗門の輿論は鼎の沸くが如く禪師の一身

も亦波瀾重疊を極め、苟も当時の禪師を如実に画かんとす  
れば、勢ひ此の問題に触れざるを得ず、触れざれば画く能  
はず。而して触るれば宗門の禁を犯すの恐れあり、是れ予  
が臆病者との譏りをも甘受し、不本意ながら禪師の前半生  
（最乗寺時代迄）を以て、筆を止むる所以也。

といい、ふれないこともあることを指摘しており、暗黒の半  
面に関する論は、避ける態度がとられている。

示寂後の評からみると、禪師は明治二十五年一月に起つた  
總持寺分離事件に關係したものともみられるが、從来の説に  
よれば、この分離事件は曹洞宗革新同盟会が總持寺貫首畔上  
模仙へ両本山分離の建言を差し出し、翌三月十九日に畔上禪  
師は管長の権限によつて両本山分離独立の達書を發布し、兩  
山盟約の無効を永平寺貫首森田悟由へ呈出して起つたものと  
考えられている。しかし、禪師の伝記をながめてみると、禪  
師の金錢関係の問題が何らかの影響を及ぼしているものと考  
えられる。

その第一は、明治十一年に青松寺境内にあつた曹洞宗務局  
及び両本山出張所を移転新築するにあたり、芝栄町一番地の  
土地購入や總持寺東京出張所の新築などについて、禪師を一  
本山に偏見している者とか土地購入金などに関する疑惑を持

たれ批判されたのである。そのため、禅師は一切の公職を辞して授業地の真福寺へ帰山した。しかし、明治十二年八月二十四日に随侍していた総持寺貫首の梅崖奕堂が示寂したため、その茶毘式の統監を勤めることになり、再び中央に出て活躍するのであった。

第二は、禅師が宗門百年の財政独立策として明治十五年五月に護法会を創設し、その統轄などを勤めたが、同十八年に永平寺貫首へ当選して入山後も、護法会を直接管理運営していた。その背景には、大内青巒の率いる曹洞扶宗会が全面的に禅師を後援していたが、同二十二年六月には有志会が結成され、宗門の公金である護法会基金に対して、帳簿の閲覧や出納を明確にするべく要求を曹洞宗務局へ迫り、それを大阪においては「新世界」誌上で、東京では「第一義」誌を発刊して公表したのであった。それに対し禅師は、有志会を排撃するため兼中会を組織して有志会の解散を試み、同二十三年十二月二十七日、東京において解散させたのである。しかし、有志会が「新世界」「第一義」において明らかにした護法会基金の会計などについては全国末派寺院の知る所となり、ついに禅師は、その責任から永平寺を退休せざるを得ない状態に陥つたものとみられるのである。同二十四年一月に

禅師が永平寺を退休するにあたり、曹洞宗務局詰両本山執事へ提出した「命令書」によれば、

命令書

琢宗儀明治十八年本山住職ノ任ニ当リシヨリ已ニ七ヶ年ヲ経過シ候ニ付本年三月ヲ限リトシ退住ノ事ニ致決定候依テ速ニ後董撰出方取計有之度依テ別紙相添此旨申進候也

大本山永平寺住職

明治廿四年一月六日

曹洞宗務局詰

両本山執事中

永平寺後董候補者（姓名いろは順）

生駒円之	石川素童	服部元良	原 坦山	西有穆山
星見天海	堀 鳩童	渡辺実雄	笠間龍跳	鷹林冷生
宝山梵成	嶽尾泰忍	高閑者盧道	高岡白鳳	鶴沢古鏡
成川百衲	濤 聰水	大野是三	阿川断泥	福山黙童
不二門眉柏	孤峯白巖	在田彦龍	麻詩舌渓	青嶋興庵
北山絶三	北野元峯	南木国定	白島鼎三	日置黙仙
森田悟由				

右嘱托由

但宗務局ニ於テ人員ヲ増減加除スルモ妨ナシ

別紙

拙衲儀固ヨリ本山住職ヲ好マサルヲ以テ嘗テ其任ニ当ラサランコトヲ欲シ候得共事情已ムヲ得サルニ迫リテ現董ノ名義ヲ帶ヒタル巔末ハ明治十八年曹洞宗務局甲第三十四号普達ニ委悉セリ抑モ當時永平寺ノ体タラクハ連年不幸ノ打チ続キタルカ為内外共ニ困難ナルコト名状ス可ラス内ハ会計其締記ヲ誤リテ壹萬余円ノ私負債アリ外ハ營繕其時期ニ後レテ諸堂概ネ頽敗ニ傾向セリ尚ホ一種固着シテ容易ニ動シ難キノ旧習ヲ留ム傲慢驕奢華族然タル摸倣ヲ捨テサル是レナリコノ時ニ当リテ苟モ非常ノ改革ヲ断行スルニ非ルヨリハ将来本山ノ体面ヲ維持スルコトハ懸絲ヨリモ危シ故ニ拙衲ハ予メ期スラク向フ五年ヲ仮リテ之カ改革ヲ行シ内外紛乱ノ綱記ヲ整エテ以テ帶名ノ責ヲ果サント乃チ明治十九年以後日ニ日ニ辛酸ヲ親カラシ盤根錯節ヲ截断シテ以テ単ニ一宗本山タルノ体面ヲ全フセンコトヲ勤メタリ幸ニ仏祖ノ冥助ヲ蒙フリ輔翼其人ヲ得タルヲ以テ予期ノ如ク計画其度ヲ過タズ頽敗セ諸堂或ハ改築或ハ修繕シテ稍々輪奐觀ツヘキニ至レリ私負債モ漸次消却シ尚ホ残債弐千余円アリト雖右ハ無利息年賦ニシテ既ニ其備ヲ設ケタレハ最早悉皆辨償ヲ了シタルニ異ナラス其他什宝器具ニ至ルマテ大ニ添補セ

リ蓋シ人生限リアルノ身心ヲ以テ臨時限リナク湧出スル事項ヲ処理スルハ其堪ル所ニ非ス拙衲ハ既ニ予期ノ計画ヲ達シタルニ依リ最初末派ノ公撰ニ強迫セラレテ已ムヲ得ズ現董ノ名義ヲ帶ヒタル責任ハ果シ尽シテ余蘊ナキコトヲ自認ス故ニ本年三月ヲ限リトシ本山住職ノ名義ヲ解脱セント欲シ茲ニ命令ヲ発シ候。

但本宗現行ノ宗制ハ末派寺院住職ノ任免法ノミニシテ本山住職任免ノ規程ナシ右ハ明治十七年太政官第十九号ノ公布ニ接シ各宗相会シテ大要ヲ議セシニ本山住職ニ限り追テ各宗共ニ内務省へ請願シ政府ノ任免ヲ仰キタレトノ談ニ由リ遂ニ本宗宗制住職任免規程中ニ之ヲ掲記セサリシナリ然ニ其後可成丈政府ノ關係ヲ脱スルノ必要ヲ感シ敢テ内務省へ請願セス又特別ノ規程ヲ設ケス荏苒今日ニ至リタルナリ故ニ本山現董退隱ハ親カラ決定シテ命令書ヲ発スルノ外方法ナシ勿論管長ニ於テ本山住職ヲ任免スルノ規程ナキ以上ハ現任管長ニ対シ辞職ヲ請願スルモノニハ非サルヘシ命令書ノ旨ヲ執事ヨリ稟申シ直チニ後董撰出ノ順序ヲ取計フヘキコト、存候

参考

明治十六年亡環溪禪師退隱ハ尚ホ政府ノ任免ニ係レリ當

明治期曹洞宗における滝谷琢宗禅師考（川口）

時環渓禪師在京ニシテ退隱ノ旨ヲ執事ニ御下命アリ然ルニコノ時東京出張所監院青蔭雪鴻禪師ト副監院辻顕高氏トノ間ニ一ノ問題起レリ辻氏ハ云ク退院御下命ノ事ヲ先ツ以テ山詰監院へ照会シ其意見ヲ聞ント青蔭禪師ハ云ク貫首御親命ハ執事ニ於テ左右スヘキニ非ス直チニ遵奉シテ其手続ヲ運ヒ山詰監院へ之ヲ通知シテ可ナリト琢宗ハ當時能山監院タルヲ以テ此ノ議ニ参与シ青蔭禪師ノ説ヲ允当ト確信シテ之レニ同意ヲ表シタリ即明治十六年五月十日宗局普達第十九号是レナリ

永平寺住職

瀧谷琢宗印

とあり、禪師は明治十八年に永平寺へ昇住するや向う五年間に、永平寺の会計、負債、營繕などについて改革し責務を果たそうとした。そこで、その計画が達せられたため責任を果たしたこと自認しており、また、永平寺昇住は末派の公選に強迫せられて已むを得ず住職したことも述べられている。

そして、同年三月限りで永平寺住職を退休することをいう。しかし、この退休の理由は表面上であって、その裏に護法会基本金という金銭関係の問題があつたからであろうことは、有志会や兼中会の結成から推考できるのである。

禪師の永平寺退休に対して、畔上模仙をはじめ留任の請願が出されたのであるが、禪師は一つの条件を出した。それは、一宗管長制度である。両本山貫首の交代ではなく、永平寺を総持寺の上に置き両本山貫首以外に別に管長を置くといふものであった。しかし、この諮詢案は、永平寺に利ありて総持寺に不利として総持寺側の議員は欠席し、また、臨時諮詢会期の経過などの理由からとりあげられずに消滅してしまった。これによつて、宗教家としての禪師の革命策は崩壊されたのであつた。しかし、禪師の具体的な政策は、『曹洞宗革命策』と題して残つてゐる。この『曹洞宗革命策』は現在、奥村洞麟〔宗門秘史〕『末派運動史』（昭和四年六月 公正社）の附録に所収されており、奥書によれば、明治二十四年五月二十五日に草稿の執筆を終了している。目次によれば、十二綱目に分けられているが、『曹洞宗秘史』には第一～第九のみしか所収されておらず、第十～第十二は綱目のみになつてゐる。だが、本来は全文あつたようで、菊池大仙〔編年摘要〕『曹洞史略』（明治二十七年六月 如是社）四十五頁には、本書に關することが記されている。

同月廿五日附匿名ヲ以テ曹洞宗革命策十二箇条ノ秘密書ヲ発布シタル者アリ其大意ハ両本山（永平寺総持寺）ヲ全廢

シテ東京ニ一ノ新本山ヲ創設シ之ヲ血統相続ト為シ以テ皇族若クハ華族ト結婚シ身華族ト為ラントスルニ在リ（真宗門跡ノ比ニ微ハントスル者ナリ甚タ卑ム可ク惡ム可キ目的ナリ）而シテ此ノ目的ヲ果タス迄ノ運動費ニ充ツル為メ護法会金ヲ募集セシコトヲ詳記セリ即是レ函根密会ノ結果ナリ其綱目ハ左ノ如シ（本文ハ長編一冊子ナリ茲ニ省略ス）

## 第一 舗本山全廢

### 第二 一本山新設

第三 右二頂ニ係ル運動費基本財産消費（護法会金五十万円）

第四 新本山建築及ヒ位置

第五 舗山ノ旧跡ヲ以テ僧堂トナスノ法

第六 新本山ノ制度及ヒ永続法

第七 三法幢地及ヒ末派本末格地本末ノ全廢

第八 代議宗制及ヒ本山末派ノ資格関係全廢

第九 管長ノ責任及ヒ宗務局

第十 議員ノ責任及ヒ宗務支局

第十一 僧堂ノ制度及ヒ永続法

第十二 学林ノ制度及ヒ永続法

これによつて明らかに、執筆者は匿名であり、秘密書の一冊であつた。函根密会の結果とあるが、これは同年三月

明治期曹洞宗における滝谷琢宗禪師考（川口）

二十七、二十八日に、函根の福住楼において琢宗禪師一派が密会して禪師の意志を承け、兩山全廢一宗一管長の政策を行ふ機会を、琢宗禪師永平寺退休撤回永住請願の際に実行することを決めていた。したがつて、本書は全文一冊であるが、筆者は全文を未見であるため『曹洞宗政末派運動史』に所収されている綱目のみの『曹洞宗革命策』についてながめてみたい。

## 第一 舗本山全廢

兩本山を全廢する理由として三つあげられている。兩本山は曹洞宗の兩本山であり、兩本山の曹洞宗ではない。末派寺院が兩本山を戴くことは、一国に二君主を奉ずるのと同じである。寺号、靈地にして末派を統括するのみであるから、廢止してもよいというのである。

### 第二 一本山新設

宗制的新本山を設立する。これは兩本山の進化したもので、兩本山を統合し代議立法によつて宗門の内乱を断ち、兩本山の性質を均合し称号も永持寺と称して、中央集権の宗務府となすものと考へてゐる。すなわち、嘉永年間の兩山紛争以来の葛藤を永消するものとして、宗制的新本山は純然たる代議制をとり、宗權を重んじて中央集権の基礎を確立しよう

としたのである。

### 第三 基本財産

或師の考案によつて勧募蓄積した三十万円は、明治二十年以来の葛藤を生み曹洞宗惑乱の基本財産であるから、それを一宗公共のことにつき消費するため、宗制的本山を設立しそれに消費する。

### 第四 新本山の建築及び位置

東京に設ける。宗務統括の便に供し、法要や寺務の道場とはせずに十万円以内で建設する。なお、建物は半面が政治疗院に模し、他の半面は古代式に製作する。古風を存すべしといえども、時勢に応じたものにすることをいう。

### 第五 兩山の旧跡及び保存

兩本山は、祖廟の靈域で日本曹洞宗の濫觴である所から、曹洞宗公立の僧堂として専ら祖風を扇揚し、純一無雜の宗乗を挙揚する所とする。そのため寺務、教務などの俗事と関係を絶ち清淨無垢の靈域とする。

### 第六 新本山の制度及び永続法

新本山は独決専断の制度に従わず、代議の制度をとり、一宗を代表すべき本山の基礎を確立して永遠に維持する。宗制的本山であるから、制度も一層謹厳を加えてその職を分守す

るものとする。

### 第七 三法幢地及び末派本末格地本末の全廃

三法幢地は僧侶の偽心を培養するもので、それを廃止して一般の法地とし、完全なる結制を修行して完全なる首座を養成する。本末相互関係は徒らに席の前後を争い、格の上下を論じて弊害を生ずるもので和合僧ではなくなる。祖山を全廃し、その大権を末派に譲り、従前の慣習を一洗して本末を廃し、新本山の直轄となして平等の寺院とするのである。

### 第八 代議宗制及び本山末派の資格関係全廃

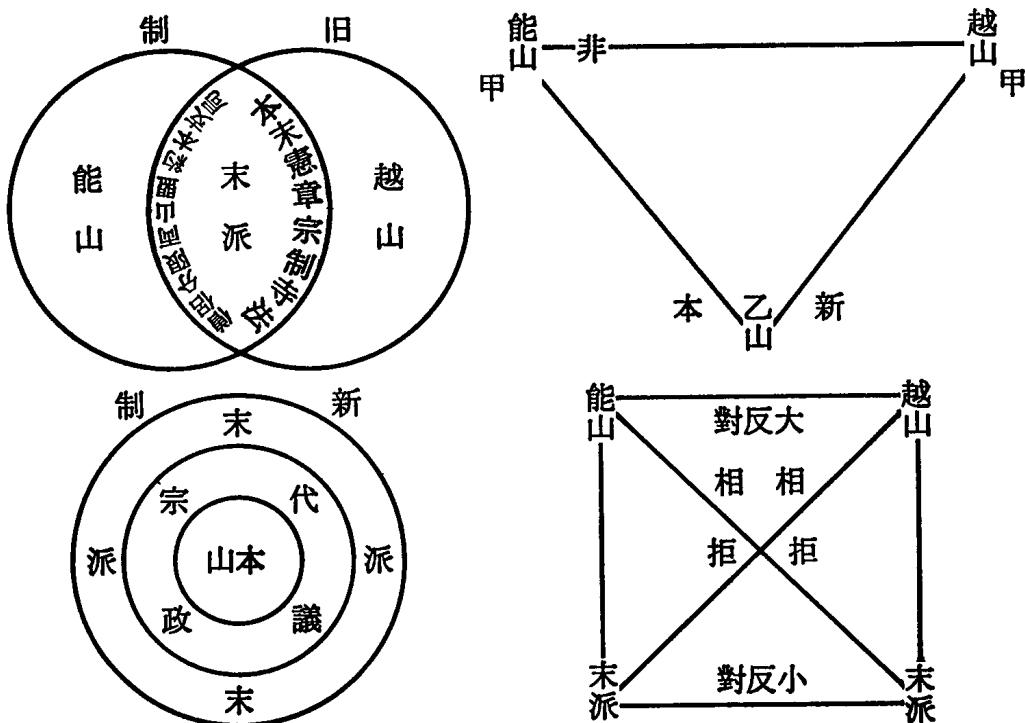
現今の宗制は、純然たる專制で立法行政の區別なく、単に主權者の便を謀るものである。これを改良し代議の宗制を組織して、独立自由の運動を謀る。管長は宗制を施行する行政官として、立法は議会に一任する。また、末派寺院に十分な権利を与える無責任の本山を破壊し専断独決の管長を廃止する。宗制的本山は、末派の集合にして寺院の代表者とする。

### 第九 管長の撰挙及び責任

管長は一宗を統治すると同時に、一宗の代表者である。職務上では代表者であるが、個人においては、一般僧侶の分限と同じで宗制に従わなければならない。任命にあたっては、議員の指定にしたがつて一宗に公示する。そのため、管長

は、政治家にして宗務に堪へ一宗の徳望を備えた人でなければならない。しかし、機能は管長に専任せず議会の採決で施行する。

『曹洞宗秘史』に所収する『曹洞宗革命策』は以上九綱目で、続く第十、十一、十二の三編は綱目のみとなっている。そして、本書の要点として四図があげられており、この図からも、禅師は両本山から新本山を作り、代議宗制制度を確立しようとしたことが明らかになるのである。禅師は永平寺在住の明治二十二年十一月に開かれた曹洞宗大會議において、宗制改良案を製作し改良しようとしたが、立場上傍観となつたため、改革する案を考えたようであった。その後『曹洞宗革命策』となつたのである。禅師の宗門の革命について、「曹洞宗の革命とは何ぞや、曰く曹洞宗の根元を提起して之を積弊の間に抜き、更に新鮮なる空氣中に放ち多年の積弊に労憊せし皮肉骨髓に營養を与へんと欲するに外ならず」といつており、この革命策は、永平寺退休後に機会が来たとして世に発表されることになつたのであった。しかし、この革命策の主張すべきところは、両本山を政争の渦中に投することを認め、道元、瑩山両禅師の原制に還元せしむる立場であった。<sup>(11)</sup>そのため、論調が厳しくなつているのも止むを



『曹洞宗革命策』の四図の方式

得ざるをえなかつたものであろう。

同年四月三十日限りで永平寺を退休した禪師は、故郷の新潟県地方における戒師に請されて行化した後、観音寺（横須賀市鴨居）に僑寓した。しかし、宗門は永平寺後董選挙によつて総持寺分離事件が引き起こされた。明治二十五年一月に首先地正円寺の大檀那高木権太郎へ出した書簡によれば、

拙衲ハ幸ニ客歳機ヲ見テ退休自今ハ謂ハユル白眼ニシテ他ノ塵世間ヲ見ルノ閑散ヲ得独リ観音罷在候永平寺後住ハ去年九月中賀州天徳院住職森田悟由ニ確定之處反対ノ邪党之不服ヲ鳴シ遂ニ是非ヲ法庭ニ訴ニ初審ノ裁判ニ敗訴セシモ尚懲リズ控訴セシ趣宗教者ニシテ名利ノ巷ニ狂奔シ本分ノ布教興学ヲ等閑ニスルコト実ニ慚愧之至ニ候

とあり、禪師退休後、後董に森田悟由が当選し確定したにもかかわらず、反対する者が東京地方裁判所へ投票再審査を起訴した。しかし、敗訴却下されたが、さらに控訴するなど、宗教者としてあるまじく行動を批難しているのである。また、同年七月に、同じく高木権太郎へ出した書簡にも、

拙御聞及も可有之候半去年拙衲退隱後永平寺住職撰定競争之結果乱麻の如く遂に過る三月より総持寺模仙和尚両山分離独立と云える暴動を始め宗内紛擾鎮定の期なきに至りし

は如何に澆末の世とは申ながら慚愧千万之事に候拙衲は右件に對しては両山之内何れへも一言の容駁を為さず全然間外中立是非の雲表に身を隠し得候間安心之至に候  
といつており、同年（明治二十五年）三月には、総持寺貫首畔上模仙より両山分離独立事件が起り紛擾していたことをいう。それに対して禪師は、両山へ一言もいわずに中立是非の立場であることをいう。さらに同年九月、永平寺監院鷹林冷生へ出した書簡<sup>(13)</sup>には、

春以来両本山ノ紛議今以鎮静ニ至ラサル趣実ニ歎ハシキ次第ニ候拙衲ハ最初ヨリ向外無関係ニ付何事モ一向ニ存不申候得共今般御書面ノ趣ニ依テ考フルニ出張所ノ経済モ頗ル困難之事ト相察候且又御山モ東京ヨリ月ニ八十円宛ノ送金ニテハ中ミ御迷惑ナルベシ何卒為大法諸役寮申合ノ上非常ノ御節減ヲ加ヘラレ諸堂營繕丈ハ毎年御注意被下修覆ノ後レス様奉願候道路モ余リ破損シ候ハバ郡役所へ申立修復ヲ怠ラサル様願度候 貫首貌下御忌ノ為近ミ御帰山被為遊候由其節御直渡ノ宝物御引渡被成下候趣難有奉存候

といい、自分は最初より関係ないことをいいながらも永平寺東京出張所、永平寺の経済のことを中心しておらず、特に諸堂の營繕、永平寺道の修復などを注意して怠らないよう提言

しているのである。そして、翌同二十六年一月に高木権太郎へ出した書簡にも、

拙帰東之後例ニ兩本山紛争ヲ避ルタメ諸方ニ躊躇シ一年ヲ経過セシニ今以蝸角ノ争不相止候趣僧侶ノ身分トシテ実慚愧千万ニ候拙衲ハ最初ヨリ今日迄毫髪モ関係セズ傍観寵在候

といつており、両山紛争に最初から少しも関係せずに傍観していることをいう。すなわち禅師の書簡からみると、すべて禅師は両山分離事件に最初から全く関係していないことを強調している。果たして全く関係なかつたのであらうか。後董

選挙の結果森田悟由が当選したものの、その選挙結果に対して曹洞宗革新同盟会を結成し、投票の再審査を内務大臣へ願い出、さらに裁判所へ起訴する。また、再び控訴する。当選した森田悟由が非であつたか、二位を占めた西有穆山が是であつたか。双方を推薦した母体の論戦が分離事件を起した直接の原因ではあるが、そこに至る迄に、禅師の永平寺在住中の『真晃断際禪師遺録』と題する語録がある。この語録は開堂、宣疏、香語、題讚、詩偈、序銘と分類されており、禅師の煖皮肉が明らかになる。その他、著作があるため、それらをながめてみよう。

### 〔開山太祖略伝〕

これは明治十二年五月に出版されたもので、著述兼出版人

厳しく、かつ批判的に評された。だが、禅師を客観的にみる

が滝谷琢宗となつてゐる。弘通所として明教社とあり、「明教新誌」を刊行している所である。本書の表紙裏に「曹洞宗務局藏版」とあるが、これは、禪師が宗務局執事であつたところから曹洞宗務局藏版としたのであらう。また、禪師は総持寺東京出張所監院でもあつたところから、太祖瑩山禪師の遺徳を讀えたものであつたが、当時の禪師は、二月に両山盟約の改訂に斡旋尽力したもの、青松寺（東京都港区愛宕）境内にあつた宗務局を新しく芝栄町一番地に新築する際、土地の購入や総持寺出張所の新築などについて一本山に偏倚しているとの厳しい批判があり、そのため一切の公職を辞して、師寮寺の真福寺へ帰山した時であつた。

#### 『曹洞宗革命策』

これは明治二十四年五月二十五日に脱稿されたもので、禪師が四月三十日に永平寺を退休した直後であつた。当時、本書について宗務局は臨時諮詢会を開き、禪師発案の両本山一住制などを討議したのであつたが何ら進展せずに、禪師の発案はそのまま埋もれてしまつた。本書は当時刊行されなかつたようであるが、昭和四年六月に奥村洞麟が『宗門秘史曹洞宗政末派運動史』（公正社発行）附録にとりあげて世に紹介された。

#### 『曹洞修証義筆跡』

本書は明治二十六年十一月に明教社より発行されている。

数多い『修証義』解説書の中でも編纂にあたつた当事者の解説書として、大内青巒の『修証義聞解』とともに双壁にあるものである。『修証義』は明治二十三年十二月一日、両本山貫首（禪師と畔上牒仙）の名の下に曹洞宗布教の標準とする告諭が出されたが、その『修証義』編纂の趣旨は何か、どのように解釈するのかということは、この筆跡なくして述べることはできない。それらの経由については岡田宜法『修証義編纂史』（昭和十五年二月 代々木書院）によって明らかになるが、『曹洞教会修証義筆跡』は、禪師が刊行する前年の明治二十五年に新潟県地方を行化した際、全篇を講述し、それを侍僧が筆記したもので、総持寺貫首畔上牒仙の是正を仰ぎ、さらに、永平寺貫首森田悟由の協賛を得て刊行されたものである。なお、「緒言三項」によつて禪師の『修証義』に対する考えは明らかである。

#### 『永平正法眼蔵顕開事考』

本書は明治二十八年十月に随徒の児島碩鳳によつて発行された。印刷所は大内青巒社主の秀英舎であり、売捌所は国母社となつてゐる。禪師が明治二十八年四月十九日より七月五日迄の隔日、曹洞宗大学林において『正法眼蔵』道心、三時

業、帰依三宝、行持、仏向上事の五巻を講じた際、永平寺在住中に本山宝庫で閲覧した記録などから『正法眼藏』について第一撰述、第二標題、第三編集、第四贊写、第五講演、第六開版、第七余論の項に分けてその経歴を略記したものである。本文中に「本山宝庫ニ……」「本山宝庫ニ秘在スル所ノ……」などと永平寺藏の記録などを指摘しており、『正法眼藏』の基礎的解説書として重要なものと評されている。

以上、刊行された著作を年代順に考察してきたが、横関了胤「史伝 琢宗禪師」（十九）（洞上公論 第六十四号）によれば、その他に「魯子道人詩文稿」一巻、「肥娛林日鑑」一巻、「太政官日誌混沌白眉」三巻、「和宮降嫁見聞記」一巻、「教導須知略」一巻、「大藏經抜萃」二十巻、「隨筆句草紙」五巻などがあげられている。さらに、禅師の備忘録ともいえる「永平寺年表」（永平寺藏）や「滝谷琢宗禪師遺稿」（愛知学院大学附属図書館蔵）、講述の『參同契寶鏡三昧辨解』（駒沢大学図書館蔵）もある。

## 八 禅師の序跋文

禅師には先にあげた著作以外に序、跋文がある。『真晃断際禪師遺錄』の「序銘」には四十種あるが、その中には人に

明治期曹洞宗における滝谷琢宗禪師考（川口）

代つて作つた序や銘もみえる。しかし、遺録には所収されていない序、跋があり、それらをここにあげてみよう。

最初に著作の『總持太祖略伝』をみると、「凡例」があり、それをあげると、

### 凡例

一国師の履歴は扶桑僧宝伝を始として延宝伝燈錄洞上諸祖伝統伝重続伝洞上聯燈錄及び元禄四年別に刊行せる行実錄等に掲載する所大同小異にして互に詳略ありまゝ其法語垂示の如きは法子法孫の伝記中に散在する頗る多し故に今は諸々の伝記の同異を参考し尤も的実なる事項のみを摘撮して此の編の本文となす

一國師の御真筆並に峨山和尚真筆の記事各々一巻本山に秘在せり其他の古文書及び大乗寺永光寺等に密蔵して世人に従覽を許さざる者尠からず今悉く就て拝閲し其中緊要なる事を抄出して以て前条伝記の闕漏を補へり  
一伝記は都て漢文なれども此編は彼此を摘撮抄出し年に繋けて事を序するが故に或は原書を直訳し又は趣意を述べ和解する者あり只人をして領解し易からしめんことを要するの赤心のみ始終連続して以て史伝の体を具せるものに非ず將亦傍わらに訓音の仮名を置るは只童蒙に便する

迄なれば悉く本韻に拠て作せるにあらず抄にせう要にえう命にめうと仮名を附けるの類篇中甚々多し読む人該誤略を咎むるはなく幸に恕せられよ

明治十二年三月

編者誌

とあって、禪師の瑩山禪師伝執筆の基本的姿勢が明らかになる。

次に、『曹洞修証義筌蹄』をみると、「はしがき」があり、

曹洞教会修証義筌蹄のはしがき

曹洞教会修証義颁布以来日なほ浅しといふとも

承陽の流をくむもの出家在家を問はず之を真參し之を実究すること日に月に盛なり既にして本文に註釈を加て刊行し世に流布するもの両三家あるを見る豈に歓喜に堪んや山僧明治廿五年北漫遊の因み越他の請に依りて一回全篇を講述

跋

とあって、本書刊行の経由が明らかになる。また、『永平正法眼藏頭開事考』の跋には、

蘇翁布衲琢宗しるす

于時明治二十六年八月のはじめなり

ものののみ故に久く筐底に投し蠹魚の衆生に供養し置きけるが頃日蠹魚の餐余を請ふて已まさるものあり山僧意らく魚兎を得んには先づ筌蹄を要す已に得てのち之を捨てば彼の筆にも跡をとどめざりけるの意を知らんこゝに於て蠹残の冊子を筐底に取り出し先づ能本山貫首の是正を仰ぎて其協賛を得たり乃ち知りぬ最初共同編纂の原旨に辜負せざることを更に越本山貫首の斧斤を請ふて亦其協賛を得たり是に於て乎讀者に附与す

し且侍僧をして筆記せしめたり 高祖大師の御歌に「いひ捨し其言の葉の外なれば筆にも跡をとどめざりけり」と元來修証義は安心の法門なるがゆゑにいひ捨し其言の葉の外に向て各自に承当せざるべからず苟も筆のあと文のおもてに拘泥するときはたとひ驢年に至るも他の宝をかぞぶるのみ己れに於て何の益あらんや然ば則ち山僧徒らに両片皮を鼓し侍僧をして筆記せしめたりと雖も只是れ跡をとどむる

吾力 承陽大師ノ正法眼藏一百巻ハ文化十二年始メテ印刷流布セシヨリ今明治廿八年ニ至リ八十一歳ヲ得タレハ今日ノ法孫ハ之ヲ知ラサルナシ然レトモ其御撰述以後編集ノ事実及ヒ開版ニ至ルマテノ経歴ニ就テ詳細ニ取調ヘタルモノヲ見ス尤モ歴史ハ固ヨリ本文宗意ニ関係ナキコトナレハ言ハゞドウデモ宜シキ次第ナレトモ編集書写講演開版ニ就テ古人ノ艱難ヲ尽サレタル事実ヲ知ルトキハ今日タトヒ容易

ニ拝覧シ得ルトモ亦大ニ尊重シテ等閑ニ世典ト同視セズ多  
少道心ヲ發スノ利益アルベシ山僧明治廿八年四月十九日ヨ  
リ七月五日ニ至ルマテ本宗大学林ノ請ニ応シテ隔日ニ正法  
眼藏道心三時業帰依三宝行持仏向上事ノ五巻ヲ講ス因ミニ  
嘗テ本山住職中宝庫ヲ閱覽シ記録ヲ查察シテマサシク記憶  
スル所ノ事實ニ拠リ前述ヘタルカ如ク第一撰述第二標題

第三編集第四贊写第五講演第六開版第七余論ノ七項ニ分テ

正法眼藏ノ経歴ヲ略記セリ去レトモ元来淺見薄識ナレハ尚  
ホ必ス誤謬ヲ免レサルベシ後賢更ニ是正セハ幸甚

明治二十八年乙未七月十五日

書于東京麻布富士見街隱棲

永平前住蘇翁布衲琢宗

とあり、『正法眼藏』の編集、書写、講演、開版などについての経由が明らかである。その他に、明治十六年四月三十日に出版御届を提出して刊行された大内青巒纂輯の『釈門事物紀原』（鴻盟社蔵版）の序を、同年五月に記している。それがあげると、

釈門事物紀原序

胡氏校正事物紀原。行于世者久矣。其紀事物之原始。一千七百六十余条。而釈門之事。不過於三十余条。故我徒之於

明治期曹洞宗における滝谷琢宗禪師考（川口）

此書。常有柅然之思矣。今茲友人藹々居士。編纂本篇。初  
編已成。自仏教東漸。至于僧史。無慮一百則。紀其原始。  
考証確実。使我徒。漸有便腹之思矣。蓋居士意。凡釈門之  
事物。在於本邦者。網羅細大將無漏洩。豈惟千百事耶。夫  
即事而契理。釈始而知終。而後參學之事畢矣。与夫胡氏校  
正事物紀原。固不可同日而論也。慕道之徒。請高著眼焉。

明治十六年五月上浣

中教正滝谷琢宗

とあり、釈氏に関する百則の事物紀原を編纂したことに対し  
て高い評価を与えていたのである。周知の通り、禅師と大内  
青巒との関係は、永平寺晋住や『修証義』編纂などにおいて  
深い関係があり、そのため大内氏のその他の著作にも序や跋  
を贈ったものと思われるが、筆者は未見である。

次に、跋とはいえないが、写本の『柏樹林指南記』の奥書  
がある。『新禪籍目録』（昭和三十七年六月駒沢大学図書  
館）二〇六頁に禅師の奥書本のあることを指摘しているが、  
これは現在、愛知学院大学附属図書館芦田文庫に所蔵されて  
おり、その奥書をあげてみると、

柏樹林指南記ハ大乘寺白龍和尚ノ代室内ニ秘藏シテ要用ニ  
アラサレハ受用スルコト能ハサリシヲ寛延四年ト改元ス辛未

明治期曹洞宗における滝谷琢宗禅師考（川口）

三月逆水ノ代淨写シテ公界ニ備ヘタルコト跋文ニ明ナリ按

スルニ白龍ハ卍山ノ嗣子ナリ因テ知ル指南記ノ原稿ハ延宝二年甲寅ノ夏雲堂定規及重雲堂規ト同時ニ月舟ノ手ニ成リ卍山ノ贊裏ヲ經テ後チ白龍之ヲ室内ニ秘藏セシヲ予明治二十二年ノ春洞上ノ法式ヲ調整スルニ当リ此ノ指南記ヲ熟閲シ能ク當時ノ情態ヲ審ニス乃チ引証シテ以テ洞上行持法ヲ裨補スルコト不少今ハ全分此ノ指南記ニ準拠スル能ハサレトモ此ノ如ニノ古書ハ尚ホ将来保存シテ湮滅セサラシメンコトヲ庶幾ハ依テ茲ニ一言ヲ記ス

明治二十二年三月十二日

勅特賜真晃断際禪師

永平六十三世琢宗老衲

とあり、本書は大乘寺三十八世逆水流の代に書写されたもの再写本であった。禪師が明治二十二年三月十二日、『明治

校訂

洞上行持軌範』を編集する際に参考としたことが記されており、このような古書が、将来迄保存され湮滅しないことを願つてゐるのである。さらに、明治二十八年八月には梅崖奕堂の語錄である蘿月照巖編『總持奕堂禪師遺稿』（明治二十九年四月 士谷温斎）に所収された懇大機『總持奕堂禪師伝』の明治八年以後から遷化、茶毘式迄を記し、統いて本伝の説

明を行つてゐる。それをあげると、

本傳者。奕堂禪師存生中。濃州万久寺大機和尚。受<sub>ニ</sub>禪師口授<sub>ヲ</sub>所ニ編輯<sub>スル</sub>也。故其經歷機縁語句等。詳密無<sub>ニ</sub>遺漏。稿成<sub>テ</sub>禪師再三檢閱。認<sub>ニ</sub>其無<sub>レ</sub>誤。遂親<sub>ニ</sub>淨書<sub>セラル</sub>焉。然則本傳者。其文係<sub>ニ</sub>大機和尚草稿。而其實不<sub>レ</sub>異<sub>ニ</sub>禪師自撰<sub>ニ</sub>。徹頭徹尾紀事之明確<sub>ナルヤ</sub>也。宜<sub>ナリ</sub>矣。明治十二年三月。禪師手附<sub>ニ</sub>与<sub>セラル</sub>琢宗。爾來秘藏<sub>スル</sub>衣筐二十有七年。今茲相<sub>ニ</sub>當禪師十七年忌<sub>ニ</sub>。聞<sub>ニ</sub>石州淨土寺照巖和尚。刊<sub>ニ</sub>行<sub>スルヲ</sub>禪師遺稿<sub>ヲ</sub>不堪<sub>ニ</sub>隨喜<sub>ニ</sub>。便搜<sub>ニ</sub>本傳於衣筐<sub>ヲ</sub>。而大機紀事止<sub>ニ</sub>明治七年<sub>ニ</sub>。於<sub>レ</sub>是繼<sub>ニ</sub>以<sub>テシ</sub>明治八年已降遷寂荼毘之事<sub>ヲ</sub>載<sub>ニ</sub>諸遺稿末尾<sub>ニ</sub>云爾。

明治廿八年乙未八月廿四日

蘇翁布衲琢宗敬誌

とある。また、明治二十九年十月には、十一月七日に刊行された西有穆山校閱の『洞法服正』（発行者織田雪巖）の跋を記している。それをあげると、

書法服格正之後

法服格正之所以由出者。穆山和尚序文詳矣。無可復言予嘗聞耆宿曰。玄綱和尚董信陽全久。大檀君問袈裟正儀。綱云。這事重大。不可勿卒。審查実考。且待他日。尋托病。請三旬浴治。君俟許之。於是。私到尾陽護國。謀諸默室和尚。蓋當時祖道之撰法服正儀。已行於世。其所說總取証正法眼

藏。於本宗袈裟正儀也。殆尽善矣。而若未尽美者。乃懇囑  
黙室。請和文詞以演暢開闡。使人無難解憂。默老歎賞綱師  
之重法輕身。与大檀君所問奇秋。直諮詢師翁珍牛。畏友黃  
泉。法叔堅光等諸師。且質律於豪潮。遂著本書云云。予暗  
宗史。故不知果然也否。而曆以推之。則玄綱默室。寛政文  
化年間碩德。而當三衣紛紜之時。得大檀君之間。其憂宗熱  
血相合。成一團醍醐歟。聊記異聞。供讀者之參考云。

明治丙申十月下浣書東京麻布隱棲

前永平蘇翁布衲琢宗

とあり、黙室良要が『法服格正』を著わした経由を明らかに  
している。この跋は、『法服格正』の成立過程を考察する上  
で最も参考になるものであり、眼藏家の間で研究され提唱さ  
れた『法服格正』は、この『<sup>上</sup>法服格正』によつてより一層  
普及したのであつた。

### 九 禅師著と称される二書

禅師の著作や序、跋などについてながめてきたが、著作と  
はならないが、明治十八年五月に認可された「宗制」は、前  
年（明治十七年）八月に太政官より神仏合併の教導職が廃止  
されるや宗門の宗制を置くことになり、禅師はその編纂に尽

力したのであつた。また、明治二十二年八月に刊行された  
『<sup>校訂</sup>明治洞上行持軌範』も編纂を委託されており、森田悟由、  
北野元峰、鴻春倪、村上泰音らに命じて編纂し、それを禅師  
が訂補して管長の名の下に曹洞宗務局より発行したのであつ  
た。さらに、明治二十九年三月には、両本山貫首より『続日  
本洞上聯燈錄』編纂を依嘱されたが、残念ながら資料収集の  
段階で示寂されてしまった。

ところで、実は禅師の著作であつたといわれているものがある。それは、『日本曹洞宗名称考』と『曹洞教会修証義典  
囊』である。奥付によれば、両書とも明治二十四年五月三日  
印刷、同月四日出版で、著作者は福山黙童となつてゐる。し  
かも発行者森江佐七、印刷者岩崎清之助、印刷所明教活版所  
とまつたく同じ奥付で、各定価が金八錢と金十錢と異なつて  
いるだけである。したがつて、両書は、同時に刊行されたも  
のであることが明らかになる。著作者福山黙童には、『永平  
黙童禅師語錄』（昭和十三年十二月 妙嚴寺）があり、乾巻  
所収の『福山黙童禅師略年譜』の明治二十四年には、「五月、  
「日本曹洞宗名称考」成る」とあり、『曹洞教会修証義典囊』  
は記されていない。また、坤巻に『日本曹洞宗名称考』を転  
載しているが、『曹洞教会修証義典囊』は所収されていない。

福山默童師著述

曹洞教會修證義典襄

修證義に曹洞教會に於ける出家在家安心の標準なれば苟も曹洞宗僧侶たるものには先づ之を詠み之を究めずんば向に依りてか在家を化導することを得んや然れども修證義の尙たる其行文甚だ簡單なるも其意旨誠に深遠にして極めて難解のものなれば之を學ばんと欲するもの多くは五里霧中と彷徨せざるはなし是に於てか曹洞教會修證義典籍の一書は實に露海の南針として宗門に出現し來れり蓋し典説は修證義の典説を最も親切に最も周密に蒐集網羅して遺す所なく彼の宗義及び教理は固より論なく降て草句文字の如きに至つても一々諸書を参照して之が解釋を下したるものなり此故に苟も此典説を聞じて塵石々疎々而して後修證義を研究するに於ては其要領を得ることを極めて容易ならん伏して莫くは陸續購求して以て弊店の取て經ひざるを知り給はんことを

日本曹洞宗名稱考

全一冊  
郵資價八錢

に村上泰音の「禪師琢宗」(六)（明治三十一年十二月「和  
磁誌」第三十四号）をみると、『曹洞教会修証義典囊』も『日  
本曹洞宗名称考』も琢宗禪師の撰述事業として紹介されてい  
るのである。しかも、それらについて、  
修証義の筌蹄及び同典囊の一編是れなり、尤も典囊なるも  
のは、その名義仮に福山黙童の銘を打て露はれたれとも、  
その実禪師琢宗の撰なることは、予輩の既に看破せる所、  
また他の曹洞宗名称考の如きも、同く福山黙童の編著とせ  
るにも拘らず、是れ亦禪師琢宗の撰なることは掩ふべから  
ざる事実なり

曹洞宗といへる名稱に就ては古來種々の説がありて孰れも確  
強附會説と應測絶て信憑するの價あるものなし然れども苟  
も曹洞宗僧侶たるものは必ず宗名の山來する所と知らざるべ  
からず且つ日本に於て曹洞宗と稱することは如何なる理由に  
基るものなるか將な又日本に於ける曹洞宗の名稱は如何なる  
其名稱の起原俗說を探究して遂に日本に於ける立稱は支那にて  
於ける立稱と同稱すべからざるものなることを考證し而して平易なる行文を假りて之を著したるものなれば如何な  
事とぞなし伏して眞くは曹洞の末流に沿する諸君に僧侶も  
少なく必ず一體の榮譽玉はんとぞ

といい、福山黙童の編著というものの、実は琢宗禅師の著作であることを看破っているのである。事実、『曹洞教会修証義典囊』は、『曹洞教会修証義筌蹄』が『修証義』の講述であるのに対し、語句の典故をあげ、しかも漢文体で記され、「蘇翁曰」「蘇翁云」として蘇翁（琢宗禅師の別号）すな

わち禅師の意見が加えられているのである。筆者所蔵の『曹洞教会修証義典囊』には、朱筆が加えられており、奥付には朱で「祖山滝谷琢宗禅師原稿」と記されている。朱を加えた人物は明らかでないが、本書の講義に出席した際、琢宗原稿と教示されて加筆したものと思われるのである。そのため、禅師の『修証義』に対する解釈は『曹洞修証義筌蹄』のみでなく、『曹洞教会修証義典囊』も考察せねばならないものといえよう。

次に、『日本曹洞宗名称考』はどうであろうか。村上泰音の主張通りならば、福山黙童の著作とはならないであろう。『曹洞教会修証義典囊』の最初の「曹洞」の語源について、曹者謂「曹谿慧能禪師」洞者謂「洞山良介禪師」合稱曹谿洞山而名「曹洞宗」也事具「日本曹洞宗名称考」とあり、『曹洞修証義筌蹄』の冒頭にも

ルユエ閱覽シテ之ヲ知ルヘシ

とあって、両書とも詳しくは『日本曹洞宗名称考』に譲つて

いる。しかし、禅師の『永平正法眼藏顯開事考』と『日本曹洞宗名称考』を漢文訳した陸鉄巖の『永平正法眼藏知津布

鼓』（大正十年九月 円通寺認可僧堂）の例言によれば、

一、於「名称考」則予有「少干与之事」明治二十四年。黙童禅師。同書輯編中。予会預「洞宗綱要編纂之事」綱要中。則查「調閱」宗名「義」矣。乃因「同師嘱」聊作「史義資材蒐集等之助事」矣。此綱要者。因事不至刻鑄。

とあり、福山黙童が『日本曹洞宗名称考』を編集している時、陸鉄巖は福山黙童の依頼によって、資料を収集して援助したことが記されている。したがって、陸氏の「例言」からすれば、福山黙童の著作となるのである。ただ、『日本曹洞宗名称考』における日本曹洞宗の名称の起源は、元亨二年（一三二二）に後醍醐天皇より総持寺へ賜った綸旨の「曹洞出世之道場」からといい、永平寺では、それより五十年経た応安五年（一三七二）に後円融天皇より下賜された勅額の「日本曹洞第一道場」が最初という。したがって、日本曹洞宗の名称は後醍醐、後円融両天皇の勅をもつて賜った尊称といい、總持寺を中心としていた琢宗禅師が永平寺へ昇住してから主張した本説に対しても、永平寺側から批判が出ていたようである。

『曹洞教会修証義典囊』と『日本曹洞宗名称考』の著者について考えてきたが、琢宗禅師の著作であつたならば、なぜ

著作者を福山黙童とせねばならなかつたか。詳しいことは明らかでないが、明治二十四年五月といえど、禅師が一月六日に永平寺退休を宣言して以来、四月三十日に退休した時であつた。そのため禅師の周辺はあわただしく動いており、そこで、永平寺東京出張所執事で禅師に協力していた福山黙童の著作に託したのではなかろうか。福山黙童著として後世に残つたものの、内容をみれば禅師撰述であることが予想できる。しかし、村上泰音はその事實を否、秘話であつたかもしけないが、「禅師琢宗」の論稿において明らかにしてしまつた。文筆家として、また学者として「明教新誌」主筆であつた村上泰音には、當時批判的に評されていた琢宗禅師を讃えるべくした行動であったものであろう。禅師の暗黒の半面は暗黒裏に葬り、明白な半面の功績を主張したといえよう。

(1) 横関了胤「明治時代の曹洞宗」(昭和八年七月「現代仏教」第一〇五号)による分類をとりあげた。

(2) 「滝谷琢宗禅師遺稿」の名は題簽によるもので、後日、誰かが付した題である。

(3) 横関了胤「史伝 琢宗禅師の前半生」(一)(昭和三年八月「洞上公論」第四十四号)の「註曰」に「此の因縁話はすな女独り胸底に深く藏し、何人にも語らざりしが、明治五年四月

禅師が慈光寺より能山出張所詰として赴任の途次、母を訪づれられたるに、母は今年七十三歳の高齢なれば、再会を期し難くと観念され、驟として此の好因縁の一伍一什を具に語らせたる也。」とある。

(4) 『町史こぼれ話』第一集一四八頁には、「天保七年八月一日仙田村赤谷農小川六左衛門の長男に生れ幼名を伍三郎といふ。」とあり。同第六集九十四頁にも「滝谷琢宗禅師は天保七年(一八三六)八月一日仙田村赤谷の農家小川六左衛門の長男に生まれ、その後出家し仏道修行に励み、ついに明治十八年(一八八五)、曹洞宗大本山永平寺に昇住し、永平寺六三世勅特賜真晃断際禅師魯山琢宗大和尚となられ、明治三十年(一八九七)六十一歳で遷化された。」と紹介されている。

(5) 横関了胤「史伝 琢宗禅師の前半生」(三)(昭和三年十月「洞上公論」第四十六号)にいう。

(6) 『真晃断際禅師遺録』(大正八年十月 大広寺)十五丁左に父(普翁常輝居士)三十三回忌の香語がある。

普翁常輝居士三十三回忌

居士者。為山僧慈父。文久辛酉七月二十五日円寂。當時山僧行脚在武陵。不能親陪葬儀。久以為遺憾。其家係干當寺檀越。今日嗣子小川半平。予逆其三十三忌辰。設斎於此道場。供養同戒現前四衆。以追薦靈位。正与麼麼時裂破父子二面

底之端的。如何指導。

誰知一箇驢鞍橋。誤認為「阿爺下領」。今日等閑回首看。金剛宝戒離<sup>三</sup>明闇。

(7) 熊谷忠興「六十三世琢宗禪師の祖山護持考」(昭和六十一  
年十月「傘松」五一七号)に功績をあげている。

(8)『永平寺史』(昭和五十七年九月 大本山永平寺)一三六九  
頁の「第五節 森田悟由禪師の晉住と両山分離問題」による説  
である。

(9)「命令書」は永平寺蔵の「六十三世断際禪師御退休ニ関ス  
ル書」による。なお、「明治二十四年曹洞宗務局布達全書」に  
もあげられているが、細かなことは略されている。

(10) 奥村洞麟〔宗門秘史  
曹洞宗政末派運動史〕 (昭和四年六月 公正社)  
附錄「故滝谷琢宗禪師遺稿」の「曹洞宗革命策」四頁にいう。

(11) 横関了胤「史伝 琢宗禪師」(十五) (昭和四年十一月  
「洞上公論」第五十九号)に指摘する。

(12) 高木権太郎は首先地正円寺の近くに住んでいた資産家であ  
り、小出町長にも就いている。高木家に所蔵されていた文書は、  
現在新潟県北魚沼郡小出町文化財室に保管されており、本稿に  
引用した高木家文書は、山本哲成氏(觀音寺住職)より教示さ  
れたものである。ここに感謝の意を表したい。

(13) 禪師が永平寺監院鷹林冷生へ出した書簡は、觀音寺(新潟

県北魚沼郡小出町)に所蔵する。

(14) 最近、五十嵐卓文氏が「大内青巒居士の研究(2)」(昭和  
六十一年十一月「曹洞宗研究員研究生研究紀要」第十八号)  
において、大内氏の著作を年譜形式で紹介しているので参考  
となる。